

環境社会配慮助言委員会

第23回 全体会合

日時 平成24年4月9日（月）15：35～18：54

場所 JICA研究所 2階大会議室

（独）国際協力機構

午後3時35分開会

○村山委員長 それでは、第23回の全体会合を始めさせていただきます。

まず、今日は2 - 1の概要説明について1件、お願いしたいと思います。

ベトナムの高速道路事業協力準備調査（PPP）のスコーピング案ということです。最初にご説明のほうをよろしく願いいたします。

○若林 それでは、民間連携室の連携推進課の若林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日お諮りいたしますのは、ベトナム社会主義共和国ビエンホア - ブンタウ高速道路事業、PPPインフラ事業の協力準備調査によるもののスコーピング案でございます。

本日の目次ですけれども、まず事業対象地域をご覧に入れまして、事業の概要をご説明させていただきます。その上で、事業の背景も補足をさせていただきたいと思います。その後、調査の概要に触れさせていただきまして、最後に調査のスケジュールのご説明をさせていただきます。

まず、事業対象地域図をご覧いただきます。こちらはホーチミン市を囲む地域の開発に関連するものでございまして、今回対象といたしますビエンホア、それからブンタウという2つの地点、ここではこちらがビエンホアになりまして、ここがブンタウということになります。

こちらを結びます高速道路を建設するというものでございますけれども、今回、この事業は2つのフェーズに分かれてございます。1つ目が、このビエンホアからこちらのフーミーというところがございまして、こちらまでがフェーズの1、ここに示してありますように、フーミーというところ。それから、国道51号線というものにつながるアクセス道路を含む、この46.8キロが第1フェーズの対象となります。フェーズ2は、このフーミーからこの先、ブンタウまでの31キロというものを予定している事業でございます。

この事業は、事前の予備調査におきましては、この下のほう、フェーズ2のほうの区間につきましては、観光の交通が主であるということで、やや民間投資、今回、PPPのインフラ事業ということで、民間投資を想定する部分の調査を見込んでおりますが、フェーズ2につきましては、民間投資に見合う採算の確保が難しいのではないかということで、判断を調査団の提案としてはしておりまして、今回、ベトナムの交通運輸省、それから事業の実施機関として想定しておりますビエンホア - ブンタウの高速道路開発株式会社というところでは、このフェーズ1の上の部分の区間につきまして民間投資の可能性を探

っていく調査と位置づけるといことで合意を、基本的には合意をしております。

それから、フェーズ2につきましては、民間投資が難しいという前提のもとで、ODA資金の活用を含みます政府の資金による公共事業方式による事業化というものを前提として整理をして、その前提での調査を実施していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、事業の背景でございますけれども、まずベトナムの近況でございますが、まずベトナムの貨物及び旅客の輸送量ですけれども、こちらは近年急増しているという傾向が顕著でございます。中でも道路による輸送というのは貨物輸送のうち72.9%、旅客輸送の全体の91.7%を占めているという現状がございます。

一方で、財政的な制約に基づきまして、ベトナム政府においては需要交通量に応じた道路インフラの整備というものの進捗は遅延をしている状況が見られます。特にホーチミン市を中心とする南部地域は、ベトナム経済の中心となっているわけでございますけれども、周辺地域の工業化、それから産業の集積といったようなところが進展しておりまして、こちらに掲げている対象地図でもおわかりになりますように、環状道路なども含めまして、道路インフラの整備の必要性が大きく拡大しているという現状がございます。

それから、高速道路の整備につきましては、ベトナム政府においては、高速道路の建設に向けた取り組みもあわせて強化しております。特に国土を縦断する南北の高速道路の建設につきましては、これまで高いプライオリティを置いて実施に対するコミットをしてきているということですが、そもそも南北の高速道路網の建設事業費自体は660億ドルというふうに見積もられていまして、財政資金であるとかODAのみでの調達というのはやはり困難であるというふうに見られておりまして、民間資金の活用というのが必要であるということであつたわけしております。

今回のビエンホア - プンタウの高速道路でございますけれども、このホーチミンを中心とする南部主要経済圏の主要地域であるホーチミンとバリアブントウ省を結ぶ産業道路ということになります。途中、工業団地、あるいはカイメップ - チーバイ港ですね、こちらは円借款でも支援をしているところでございますけれども、それからロンタイン国際空港、これは予定されている新空港の建設。こちらPPPのインフラ事業で調査の採択が決まっている案件でございますが、こういった形で、この産業道路沿いの産業集積度が非常に高いというところで、このルートの建設というのが非常に重要視されている状況でございます。

あわせて、ホーチミン - ロンタイン - ゴーザイの高速道路。最初の絵ですと東西に横切

るようなイメージになりますけれども、こちらになりますけれども、ホーチミン - ロンタイン - ゴーザイの高速道路が、今、建設中であるということ。それから環状線ですね。3号線、4号線といったものが、これが4号線の中に3号線が、ちょっと見えにくいですが、どうぞいまして、あと5号線もあるというような形で、高速道路ネットワークが構想されておりますけれども、このビエンホア - プンタウの高速道路についてもこのネットワークを形成するということで重要な位置づけになっている道路でございます。

調査の概要でございますけれども、まず本調査の目的でございますが、先ほど申し上げたように本件は民間投資事業としての事業計画の策定ということを想定しておりまして、私どもJICAの支援ツールといたしましては、円借款ではなく、いわゆる海外投融資と呼ばれている、民間事業向けの直接の出融資制度の活用を想定しております。具体的に今回は、事業モデルとしては海外投融資による融資の実施を想定している格好に今はなっております。

フェーズ1につきましては、事業計画の策定、それから事業実施の準備をスコープとしておりまして、具体的には事業実施計画の策定、それから事業化、採算性向上のための調査及び検討。それから事業採算性の向上を考慮した概略設計の実施を行いまして、環境社会配慮については、EIA/RAPの作成支援、用地取得及び環境社会モニタリングの実施体制への提言等を想定してございます。

それから、フェーズ2につきましては、今回、民間投資事業としてということではない前提でございますけれども、事業化に向けた検討をあわせてこの調査の機会に行いまして、既存資料の収集・整理、それから環境社会配慮については、今後のEIA/RAP作成調査に向けた準備を行っているということでございます。

フェーズ1のほうにつきまして若干補足をさせていただきますと、本件事業につきまして環境影響評価の調査書については、このビエンホア - プンタウ高速道路株式会社のほうが実施をしましたFSの際に、2011年4月にEIAも作成はなされております。他方で、所管官庁であるMONREですね、環境省のほうからの承認は現時点ではまだ取れていないというふうに伺っておりますので、今回の調査、これから始めるところですけれども、この所管官庁の承認の進捗状況の確認とともに、それにつけ加えて、EIA報告書の改めてレビューを行うと同時に、JICAの環境社会配慮ガイドラインにのっとり補完的な作業等を行って、環境チェックリスト案を作成するという予定になってございます。

それから、あわせてFS、このフェーズ1の事業計画策定、事業実施準備の中で、事業採

算性の向上を考慮した概略設計の実施の中で、インターチェンジを新たに追加する、あるいは変更するといった提案がございまして、ここは現行のFSからは追加的な提案となっている部分でございまして、この点についても検討する中では、ベトナム側の環境関連の規則等とすり合わせながら、補完的にEIAの報告書の作成を行っていくということも想定しております。

それから、フェーズ2のほうですけれども、こちらのほうはここにも書いてございますように、EIA/RAPにつきましてはまだ作成をされていないという現状認識でございますので、本調査の中では、RAPにつきましてはその影響を受けるであろう住民の方々へのヒアリング等も含めまして調査に向けた準備を実施していくという予定にしております。

本調査、本事業の環境カテゴリーといたしましては、カテゴリー分類はAという想定でございまして、ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター（道路）のうち、大規模なものに該当するものということで分類させていただいております。

最後に調査スケジュールをご説明させていただきます。

ご覧いただきますように事業実施スケジュール、本年3月から調査を開始という段取りとなっております。インセプションレポートを受領しておりますけれども、本日の全体会合を踏まえまして、5月中旬、日程は確認中と承っておりますが、スコーピング案に係るワーキンググループの開催を想定しております。

今後の段取りとしては、10月末にインテリムレポートの提出、そして本年度内に、2月に環境レビューのワーキンググループを想定して、ドラフトファイナルレポートの検討を行うと。それを踏まえまして、年度内にファイナルレポートの提出を予定しているという格好でございます。

事業の実施スケジュール、下に書いてございますけれども、フェーズ1につきましては、上のチャートのとおり、PPPのフェーズ調査を本年度内に終了した上で、詳細設計・建設につきましては、来年度当初から3年間かけて行います。その後、2017年第1四半期からの供与開始を予定しております。フェーズ2につきましては、その約2年遅れてのスケジュール観ということになってございまして、一応全体としてそういった形の事業を想定しておるものでございます。

簡単ではございますが、以上、説明とさせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございました。

それではご質問がありましたらお願いいたします。

私のほうから伺いたいんですが、PPPはフェーズ1で、フェーズ2のほうはPPPではないという位置づけでよろしいですか。

○若林 はい、そうです。民間投資は想定しておりません。

○村山委員長 わかりました。それから、あとフェーズ1のほうですが、既にEIA実施済みというお話ですけれども、いつごろ、報告書自体はできたものでしょうか。

○若林 作成されたのは、2011年4月でございます。その承認がまだ終わっていないというふうに聞いております。

○村山委員長 いかがでしょうか。何か。松本委員。

○松本委員 一つはフェーズ分けなんですけれども、今回はフェーズ1、フェーズ2合わせたものなのか、フェーズ1だけの調査で、フェーズ2はまた改めてここの俎上に上がるなりする可能性があるのか、その辺はどうなるんですか。

○若林 事業実施に向けてという意味ではフェーズ1に特化をする形になりますが、情報収集ということで、フェーズ2の事業化に向けた検討という形で一応位置づけて、情報収集は行うということでございます。

○松本委員 最後の実施スケジュールのところがちょっとフェーズ2（目標）で、ここいきなり供与開始になっていて、これはつまりFSの資金供与みたいな、そういうイメージですか。

○若林 いえ、こちらもその高速道路の運用の開始を想定して供与開始というふうに書いております。

○松本委員 つまりフェーズ2にはフェーズ1にあるこのPPPFS、つまりFSの段階と、ディテールデザインの文言がないので、フェーズ1、フェーズ2を合わせて、今回、FSとその次にD/Dを考えていらっしゃるのかということ、もう一度確認したかったんです。

○若林 そこは別でございます。スケジュールが若干わかりにくくて恐縮ですけれども、一応、フェーズ2、今の段階では、ざっと想定しておりますのは、詳細設計等は2014年の第2四半期以降を想定しておりまして、建設については2016年から18年ということで、2019年から供与開始というスケジュール観でございます。

○松本委員 わかりました。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。石田委員どうぞ。

○石田委員 調査の中には今回の、これ協力準備調査スコーピング案とタイトルに書かれていますよね。それで、協力準備調査で、ステークホルダー協議は予定されていないんで

すか。

○若林 調査項目のフェーズ1の、環境社会配慮の取り組みの中では、ステークホルダー会議も含めまして、EIAとRAPの環境ガイドラインにのっとったレビューだとか作成の支援、それからモニタリング実施体制等への提言等を行っていきますので、ステークホルダーの会議等も当然予定はされているという認識です。

○石田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかに、早瀬委員。

○早瀬委員 ビエンホアというのは、北側のターミナル周辺ですね。波及的なというんですか、そこでこの事業が終わった後、どういう道路にそこで接続されて、その後、そこからの高速道路計画の延伸というような計画がどうなっているのか。そういった将来的な波及的な計画あるいは影響といったことについて、ちょっと教えてください。

○若林 ちょっと明るくて恐縮ですけども、このピンクが、こちらがビエンホアでございますが、ここの点線でありますのが環状4号線というところでございまして、こちらも既に計画にのっかっている事業でございますので、ここからこの環状ルートにつながるところが期待されているところです。ですので、これ自体の延伸というよりも、既に既存のこの環状線につながる形で、なおかつこの周辺の工業団地であるとか空港、それからここに港がカイメップとチーバリと2つございますけれども、ここの2つにつながるルートとして、この特にフェーズ1の路線が考えられております。ここにつながる部分で効果を発揮するということを想定しております。

○早瀬委員 何か派生的な影響だとか、それに伴う累積的な将来的な影響だとか考えるときに、かなり複雑な事業なのかなという気がするんですけども。

○若林 確かに、複雑にこのあたり産業の集積が進んでおりまして、工業団地等も増えていたり、あるいは大規模な国際空港の建設も予定されておりますし、あと道路のネットワーク網も複雑にはなっておりますけれども、このルート自体は一つの大きなポイントをつなぐ形にはなっているかというふうには考えております。

○村山委員長 長谷川副委員長、お願いします。

○長谷川副委員長 スコーピング案のイメージなんですけれども、まだ承認は得ておりませんけれども、曲がりなりにもFSのEIA調査が終わったということで、一からの環境配慮じゃないと思うんですね。その場合、次のワーキンググループのときに提示していただくスコーピング案なんですけれども、一から始めるのと違って、既存にEIAが既に済んでお

って、その場合のスコーピング案の内容というのはどんなイメージで考えたらよろしいんですか。

○若林 今回、調査団としましては、ワーキンググループまでの間に作業として、既に存在しているEIAの報告書については当然レビューを改めてして、それをご報告させていただくとともに、2点ほど補完的に検討を行う予定にしているポイントがございまして、一つは、実際にこの事業を実施しない場合の代替案といったもの、その場合の影響との比較というところ、それからNGOですとか影響を受ける住民の方々、ステークホルダーを対象とした協議を実施した上で、その実施した結果を盛り込む形で、なおかつJICAの環境社会配慮ガイドラインとの整合性といったところを明確にする形で整理をさせていただくという予定にしておりますので、一応ベースとしてあるものはもちろんおっしゃるとおりでございますけれども、それを踏まえてJICAのガイドラインとの整合性等をきちっと整理をして、ご提示をしたいというふうに思っております。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 EIAが承認されていないということだったんですが、これは役所のほうから何か問題が指摘されて承認されていないのか、出しているのに承認されていないということの理由についてどういうふうに話されているのかというのが1点と、もう一つは、これだけやっているのですから、もうほぼ影響についての概略をお持ちだと思うんですが、一番気になるのは、住民移転や生計手段への影響で、住民移転の対象となる人が今の段階でどのくらいいるのかという、2点について教えてもらえますか。

○若林 今回、PPPの提案を受けまして、EIAのほうについては、存在しているけれども承認されていないということで聞いておりまして、具体的にどういった事情で承認が遅れているのかというところは確認中でございますので、こちらのほうは5月のワーキンググループの際に補足をさせていただく予定にしております。

それから、住民移転の規模につきましては、今の時点では200名程度と。人数として200という数字が上がってきておりますけれども、このあたりも今後調査の中で確認を詰めていくという予定にしております。

○村山委員長 では、ほかいかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 PPPの形というのはいろいろあるかと思うんですね。一つの事業の中で民間と公的部門が一緒になるとか。今回のこの形態が、フェーズ1だけが民間で、その後続くフェーズ2についてはODAということは、ODAの部分は何か採算がとれないような事情

があるかと思うんですけれども、それはさておいて、私もこのガイドラインをつくるときの有識者会議のときに、ちょっといろいろ外野で聞かせてもらったときに、この民間とODAの事業と、配慮のレベルというか、程度を変えないことが好ましいんじゃないかと思うんですけれども、このあたりについて、このガイドラインはその民間的な部門についてはODAに準じるというようなことが書かれておりますが、こうやってはっきり前と後ろといいですか、前半部分と後半部分が民間とODAということになると、そういう配慮の面での違いが出ないのかなという危惧を持つんですが、いかがでしょうか。

○若林 基本的にはガイドラインは一つでございまして、それにのっとって海外投資を想定している民間投資事業であっても、そこに従ってやりますし、仮にフェーズ2がODAだとした場合には、もちろん同じガイドラインにのっとってということになりますので、そこは同じ土俵で取り組むということになりますし、今回の調査も調査団においては同じガイドラインで、フェーズ1は民間投資事業を前提として、フェーズ2は、現時点ではベトナム政府の公共投資事業という前提では見ますけれども、使うガイドラインはもちろん同じでございます。

○作本委員 もう一つすみません。あと、今のベトナムでは戦略アセスが入っていますね。住民移転の取り組みなんかがございますけれども。今回のアセスでの鉄道の対象距離について、私は正確には記憶していないんですけれども、46キロと31キロ、この場合には戦略アセスの対象にはならない、普通のアセスでEIAの承認を出されていたんでしょうね。

これだけの大規模な鉄道計画になりますと、恐らくベトナムのたしかSEAはPPP3つとも入ります。先ほどとは別の意味のPPPですね。プラン、ポリシー、プログラムとかというのでたしか入ると思いましたので。

そういうことが支障というか引っかかっている原因かなというふうに、さっき松本委員の質問に関連して思ったんですけれども、何か聞いていることがあれば教えてください。

○若林 ちょっと正確なところは、大変恐縮ながら、今、確認中でございますので、その点も含めまして確認をさせて、ご報告させていただければと思います。

○村山委員長 それではいかがでしょうか。平山委員、どうぞ。

○平山委員 確認をさせていただきたいのですが、この道路の建設計画の、いわば上位計画というのはどういうふうになっているのかということと、それからその上位計画の策定段階で、SEAに類似したもの、もしくはここに書かれているEIAではなくてそれ以前に行われたEIA類似の調査というのがあるのかないのかということを確認させてください。

○若林 上位計画といたしましては、先ほども申し上げたように南北の高速道路のマスタープランというものがございます。こちら、JICAが支援する形で2010年5月に完成しておりますけれども、これがベースとなって、先ほど申し上げた660億ドルというような事業規模の試算も出てきているところでございます。

従いまして、今回の事業についてはこのマスタープランをベースに、あわせて昨年、2011年6月に予備的な調査を実施して、ベトナム南部の高速道路事業への民間投資の可能性調査というものをやっております、そこでも本事業の投資優先順位というのが高い形での結果として特定をされておりますので、一応、そういった位置づけになってございます。

マスタープランの中で、SEAがあるかどうかというところは、ちょっと私、正確に把握してございませんので、確認の上、ご報告をさせていただければと思います。

○平山委員 SEAだけでなく、EIA類似のものも含めてなのですが、要するにこれが初めてなのかということです。

○若林 今あるもの、その2011年4月のEIAというのが、この事業について関連するEIAとしては初めてだというふうに理解をしております。

○平山委員 これが初めて。

○若林 はい。

○村山委員長 満田委員。

○満田委員 同じような質問なんです、JICAとしての協力だけをとっても、この地域はそのカイメップ - チーバイ港、ロンタイン国際空港など、かなり大規模事業を支援していると思うんですね。ですから、道路セクターという意味ではなくて、このバリアブントウの地域における、かなり累積的に言えば、カイメップ - チーバイやって、ロンタインやって、さらにこの道路というのは、かなり地域に与える環境影響というのは非常に大きなものになると思っています。それは道路セクターということではなくて、このバリアブントウ地域に関するSEA的な環境評価というのが必要なのではないかとということと、ベトナム側でそれをやっているかどうか。JICAとして何かそういうことについて検討するお考えがあるのかどうかということについて知りたいんですが。

○若林 最後のほうからまいりますと、地域全体としてのSEAといったような取り組みについてJICAのほうでフォローしている格好にはなっていないというふうに理解しておりますが、おっしゃるとおり、港の案件、それから空港ですね。港は円借款ですけれども、

空港はあわせて民間投資を想定しておりますし、こういった形で道路もできておりますが、それぞれの事業において、当然ながら環境影響に係るガイドラインにのっとった事業の実施というのを予定しておりますので、その事業としての取り組みはしっかりやっていくということは当然のこととしてやっておりますが、繰り返しですけれども、それを全体的に俯瞰をする形で整理をしているかというところは、ちょっと私も現時点では承知しておりません。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに。大体よろしいですか。ありがとうございました。

それではこの案件については14日にワーキングということですので、まだスケジュールを見ると担当委員は決まっていますが、これは後で確認をしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次第では2-2のスケジュール確認ということになっていますが、担当委員のご都合の関係で、少し順番を変えたいと思います。3番(2)の助言文書の確定を先にさせていただいて、その後、2-2に戻りたいと思います。

3の(2)が、ベトナムの発電所の建設事業DFRということで、今日の資料では最後から2つ目ですね。1枚、A4があると思いますが、こちらのほうを先に進めさせていただきたいと思います。

これについては、主査を早瀬委員にお願いしてありますので、まずご説明をお願いいたします。

○早瀬委員 申しわけありません。5時45分ごろに退出したいと思いますので、先に回していただきました。よろしくお願いいたします。

それでは資料、「ベトナム国オモン3コンバインドサイクル発電所建設事業ドラフトファイナルレポートに対する助言案」です。

ここに書いてございますように、ワーキンググループ会議を3月23日、委員名もここに書かれているとおりであります。

それで、内容に移りたいと思いますが、裏面をご覧ください。

コモン地区に発電所団地の建設が進められておりまして、既に発電所団地が2つ建設済みです。それで、ここでオモン3と書いてありますのは、第3という意味です。今計画中なのは、この第3の発電所と、いま一つADBが第4の発電所を計画しておりまして、さらに2つの発電所が計画されている。ADBのほうが計画的には進んでおりまして、第4が先で

きて、それでその後この第3ができるというような順番で計画されているものであります。

このオモン3についてはコンバインドサイクルで、ガスだきの発電所ということで計画されております。

全体事項ですけれども、1つ目に、そういった発電団地が複数あるわけですが、そうなりますと付帯設備、道路ですとか送電線のアセスメントをどうするのかということが問題になりました。

1つ目に、各発電施設が共有している付帯設備が整備される際の環境社会配慮について、どの段階でどのように行われたかを確認し、報告書に記載することというのが1つ目の意見であります。

2つ目に、当初計画よりガスタービン出力が増加する場合におけるEIAの扱いをどうするのかということです。これは、今の段階で計画されている発電出力というのは、まだ計画中の段階で、最低発電出力だけが決められている。その条件に基づいて、今後契約が結ばれるということですから、将来的には発電量が増加する可能性が残されています。そういったことで、その場合にアセスメントをどうするのかということについて助言委員会へ、最低出力よりも増加した場合に助言委員会に報告することという趣旨であります。

3つ目は代替案ですけれども、ゼロオプションや場所の選定について比較を行った結果を報告書に記述すること。このあたりの記述が不十分であったということであります。

環境配慮事項ですけれども、発電所ですから、大気と廃棄物と水質、温排水も一部ありましたけれども、残されているのは大気と廃棄物中心であります。

4番目は、一般廃棄物と有害廃棄物の分別、どのように行われるのかというところをはっきりさせます。

5つ目は、廃棄物を業者に請け負わせるわけですが、その後、業者がどのように処理するのかということについて、排出者としての責任でフォローアップを十分にしようという趣旨であります。

6つ目は、供用時の廃棄物に関してどうなるのかということについて、想定、記述すること。

7つ目、8つ目は大気の関係ですが、先ほど申し上げましたが、発電団地ということで4つの発電所が計画されておりまして、4つともが稼働した段階での大気汚染のシミュレーションが行われております。その結果、最悪の大気条件、気象条件のもとでは、一時的に環境基準を超過する可能性があるということが示されておりました。それに対しての

意見が7番、8番ですが、7番では、発電所以外にも、この地域の今後の経済発展も懸念されるわけですから、供用後の大気汚染対策については、十分なモニタリング及びその結果においた対策を実施するよう、配慮を求めること。8番目は、オモン団地の全発電所が稼働した場合において、大気環境基準を超過するような汚染が発生した際には、実施機関とカントー市の間で影響緩和策を協議するよう、審査時にJICAから実施機関に提言することという意見であります。

9番は、油汚染に関してですけれども、油水分離した後に分離された油は保管されるとあるが、最終的にどのようにするのかということについて計画することとしております。

10番、11番、社会配慮ですが、この地域は既に発電団地ということで住民移転が終わった状態になっております。それを踏まえて、既に住民移転が行われた後のモニタリング調査等が行われているんですけれども、それに対する意見であります。10番は、ADB、これはオモン4の発電計画を今進めているんですが、ADBによる住民移転のモニタリング結果がオモン3をカバーした内容となっているかを確認した上で、当該モニタリング結果のJICAへの定期的な報告を求めること。

11番は、移転済み世帯のうち5%が所得低下しているが、実施機関に対してこの所得低下の原因の確認を依頼、報告を求める。必要があれば対策をとるよう申し入れるという内容でございます。

以上であります。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いします。

○満田委員 窒素酸化物が環境基準を超過する可能性が報告書に書いてあるということなんですが、そういう意味で7、8というような助言をしているのだと思うんですが、一応、その環境基準を超過することを許容してしまっているのかなということを懸念しているんです。なかなか難しいなとは思いますが、一応、環境ガイドライン上にも現地の基準を遵守することは明記されているので、ちょっと書き方が非常に難しいとは思いますが、ここについては環境基準を、何でしょうか、ちょっとモニタリングを十分行うことということで足りるのだろうかということなんですけれども。

○早瀬委員 環境基準を超過するということが現実として起こるということが実証されたというわけではないという認識であります。あくまでもシミュレーションで特定の条件を設定して計算してみたところ、超える可能性があるということでもありますから、そういっ

た特定の条件が、まさに無風時でという、非常に特別な条件の段階で環境基準を2時間程度超過するというような計算結果だったと思いますけれども、可能性とするとそれは。ただ、それは実際に生じるということが実証されたわけではないというふうな認識であります。

いずれにせよ、今後周辺の経済発展によりますと、そういった可能性というのはどんどん大きくなることは事実でして、そういった際に、ここだけで可能性が立証されるかどうかということは余り大きな問題でもないような気もするんですけれども。

○満田委員 現実問題そうなのかもしれないんですが、ただ、そのモニタリングを十分することというよりも、環境基準を超過しないような計画にすることとは言えないんでしょうか。

○田中副委員長 恐らく満田委員は、7番のほうの最初の書き出しのところが気になられているのかなという感じがいたします。8番は私のほうから出させていただいたんですが、これは今後の、5つの発電施設が全部稼働した場合に、先ほど早瀬主査からもお話がありましたように、いろいろな特殊条件を設定すると、シミュレーション上超える時間が出てくるというんですね。

その計算結果を見たものだから、そうした場合にどういう対策を、影響緩和策を考えているかという議論をしたら、発電所はその場合は止めるというのです。稼働中の発電所を止めるという、とりあえずそういう対策を考えている。じゃ、そのことはきちんと実施機関と、あるいはここを管理監督するカントー市の間で協議されているのかというと、そこはまだ十分されていない、一応、そういう考えを持っているというだけだということなので、その点は、こういう環境基準を超えるような汚染が発生しないような、緩和策としてそういうことをきちんと協議をして、審査時にJICAから実施機関に申し入れるように提言したらどうかと。実施機関からカントー市の間で覚書を交わすとかいうことです。

こういう対策は、日本も大気汚染とか水質汚濁で、異常な渇水時とか異常値が出た場合には、そういう施設の稼働を止めるという対応も実はあり得るんですね。そんなことがあったものですから、その手続を明記するということを要求しようというのが8番です。

7番のほうは、私の理解では、最初のフレーズは、ややこれは修飾的なことに加えてというんですけれども、主体はむしろ今後都市化とか、いわゆる経済発展の中で、さらに周辺環境が悪化することを見込んでいるので、十分そこについて中長期的に配慮していく必要があるのではないかということで、7番が盛り込まれたというのが私の理解しているこ

とです。そういうことです。

ですから、直接的なシミュレーション結果から汚染が生じるかどうかということはむしろ8番のほうで引きとって、そのときにはそういうことは絶対起きないような対策をしてくださいねというのが8番に込められた意味ということです。

○早瀬委員 我々も、言葉は悪いですが、ゆるふんで議論したんじゃなくて、ワーキンググループのとき、かなりここ、同じような問題意識で最初議論して、最終的にこういう文章になっているということです。

○満田委員 わかりました。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

ではほかの点について、いかがでしょうか。

○長谷川副委員長 2番目の最後の表現、「報告を検討すること」なのですが、これはワーキンググループの方々に報告をしないということもあり得るという含みを持たせた表現ですかね。どんなふうに話をされたんですか。

○田中副委員長 これは、先ほど経緯は主査からご説明があったとおりで、現時点での計画ではそういうことはないんだけど、今後詳細設計、それから契約を結んでいく段階で、技術進歩等があってガスタービンの出力が増える可能性がある。こういうことが想定されています。

私がここで考えたのは、一般的なアセスメントの場合には、出力が10%を超えとか、大幅に超えた場合というのはどういう扱いをするか、ということがここでは整理をしていないんで、それをきちんと整理をしましょうねというのが一つです。

そうした場合に、大幅な修正、再アセスとかEIA報告に修正があったような場合には、それは助言委員会に報告することがあるのではないかと。ただ、そのことについては、事務局としても、まだ取り扱いがこれは決まっていないということのようです。

ですので、ここは一応、報告を検討することということで、これは実施機関に対するということか、JICA事務局にということか、両方の意味が込められているんです。今後、つまり出力が増加したような場合の取り扱いについて考えていく必要があるかなということとでこれを盛り込んだ、そういう趣旨であります。

だから、今後協議をしてほしいという、そういうことです。

○村山委員長 よろしいですか。では、松本委員。

○松本委員 武貞さんがいらっしゃらないんですが、10番なんです。これを読むとオモン

3の住民移転のモニタリングはADBがやっているけれども、その報告の提供は実施機関に求めているということになって、ちょっとよくわからなかったんです。このADBの事業の中で実施機関がやっているモニタリング結果をJICAに報告させるのか。これは事実関係としてはどうなんですか。これを読むと、モニタリングはADBが直接やっていて、その結果は実施機関からJICAに報告されるようにというふうに理解しているんですが。

○早瀬委員 これは、過去のモニタリング調査はADBが行っております。しかし、今後のモニタリング調査は実施機関の責任でやってくださいという趣旨だというふうに理解しております。

○松本委員 当該のモニタリング結果というのは、これ、その前のですね。

○早瀬委員 住民移転のという趣旨ですね。言葉が少しそういう意味では。

○村山委員長 今のお話でいくと、後ろの部分については今後のモニタリング結果だと、そういう意味合いになりますね。

○松本委員 想像するに、ADBのプロジェクトに関して、実施機関が同じで、その実施機関がADBに報告しているものを、オモン3に関してはJICAにも報告してくださいねというふうに想像したんですが、そういうことなんですか。

○早瀬委員 実態は、ADBのコンサルタントが既に行った住民移転のモニタリングを実施したデータがありますと。そのデータの報告を我々はワーキンググループで受けたということであります。

○松本委員 そうすると、ADBに求めちゃだめなんですかという。ちょっとそこがよくわからない。

○早瀬委員 この助言の仕組みそのものがADBに波及するのかどうかということがありますので。

○松本委員 わかりました。じゃ、でもこれよくありがちですけども、彼ら自身がモニタリングをして、彼ら自身が公開するという、そういう仕組みになっているという。

○早瀬委員 要するに2つのルートがあり得るということですね。

○松本委員 武貞さんに聞かないとしようがないんですが。わかりました。じゃ、それはADBが直接やっているモニタリングだということですね。前者はですね。

○早瀬委員 そうですね。

○松本委員 後者についてはその結果をちゃんと実施機関のほうからJICAに言うようにという。わかりました。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

○河野 すみません、少し補足させていただきたいと思います。

ADBによる住民移転のモニタリング結果ということですが、これはADBが事後的に住民移転についての確認を行ったということなのですが、主体としては実施機関だと思います。今後のものにつきましても、基本的には実施機関が行うインターナルモニタリングと、実施機関がお願いするエクスターナルモニタリング、この2つがあって、その定期的な報告を我々のほうにもいただくという形で整理していると理解しております。

○村山委員長 ではよろしいでしょうか。幾つかコメントいただきました。基本的にはこのままでよろしいという理解ですね。では、この場で助言案については確定をさせていただいたということにします。ありがとうございました。

それでは、スケジュール確認に戻りたいところですが、1つまた飛んで、3番の助言対応結果の報告を一つ、まずやりたいと思います。こちらのほうの担当者の方がこれから成田に行かれるということなので、その前にご報告を受けたいと思います。

(1) 番のエジプトの地下鉄4号線の整備事業です。これについては既にもうこちらからは助言を出しているわけですが、それについてどういう対応をされているか、その結果をご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○辛島 中東第1課長をしております辛島と申します。よろしくお願いいたします。右に担当の吉川と、坂本の3名で出席させていただいております。

今ご説明いただきましたとおり、本案件につきましては一昨年になりますが、2010年10月13日のワーキンググループでご審議いただいております。同年12月に審査を行っております。その後、昨年におきまして、エジプトにおいて政変が起こっておりまして、2月の段階でムバラク政権が崩壊ということで、その後は暫定政権の状況に至りまして、昨年の後半から国民議会選挙ということで、今、新しい政体に向けた動きが進んでいるという状況でございます。

JICAとしましては、一昨年12月に審査を行いまして、その後、本年3月下旬に借款契約を結ぶまでに3回のミッションを現地に派遣しておりまして、昨年7月、12月、そして今年の2月と、この3回のミッションの派遣を通じまして、本案件審査結果というものが引き続き借款計画の締結に向けて、同じ内容として問題ないのかということを確認を3回にわたって確認を行ってきております。

その中で、エジプトは暫定政権ではございますが、外国政府との国際契約の尊重であり

ますとか、国内における法律については変更しない等々の確認を行いまして、基本的には一昨年12月の審査結果をもって、本年3月の借款契約に至っているという結果になってございます。

本日につきましては、一昨年10月にご提言いただきました助言に対する審査後の対応結果というものをご説明させていただきたいと思います。

○吉川 それでは説明させていただきます。左側に助言、右側に対応結果という形で書かせていただいておりますが、まず工事中、3つ助言をいただいております、有害廃棄物が発生した場合の処理方法と廃棄先の目視ということで、有害廃棄物については発生しない計画になっておりますが、有害廃棄物が発生した場合には専用の処分場に持っていくということで、その処分場を見てきました。カイロ市街から30キロほどのところで、流出防止の処理等がされているところであります。

2番目が、地下水の浸出が発生した場合の排水処理。これは地下水の排水処理というよりは、工事中の泥水の処理という形でご助言をいただいたものですが、こちらについては、泥と水の分離は工事現場でやられます。出てきた土砂のうちのベントナイトがある部分については、処分場の指定した場所に廃棄される予定です。泥については、再利用可能なものについては駅舎の埋め戻し等について再利用を行い、そうでない部分については処分場で廃棄します。

排水については工事現場のほうで処理された後に、地方自治体の定める方法で排出しますので、これはワーキンググループでご説明したのですが、一部は砂漠の緑化等で使われたりとかしているものになります。

3番目が、歴史的埋蔵物を発見した場合の対応方法ということで、これは3つのレベルについて検討を行っております、一番大きなものについては計画路線の変更、2番目については移設です。3番目については記録保存した後、倉庫に運ぶ。そういった形の対応をするということで合意してきております。

続きまして供用時についてですが、供用時については、生態系の影響についてということで、こちらについては都市部を走る地下鉄ですので、それほど影響がないということなのですが、供用開始後もモニタリングを行うということで合意しております。

続きまして、振動ですが、振動についても、かなり深いところを掘る地下鉄になりますので、地表面への影響は小さいということなので、ほとんどないということなのですが、こちらについても運行開始後6カ月間のモニタリングを行うということで合意して

おります。

続きまして、1号線から3号線までの環境影響であるとか建設廃棄物の経験について本事業に反映させるというところではありますが、これまで1号線から3号線までというところでは、特に環境影響の評価であるとか、そういったところは行われておりませんでした。ということで、使う骨材であったり廃棄場所等について、特に議論はされていなかったようですが、今回は、建設廃棄物の処理については、特に土砂でありますけれども、先ほどご説明したような形の処理が環境管理計画に書かれております。

それから、苦情等については1号線から3号線の間で把握されている部分では、例えば事業着工後に住民が立てたフェンスについての補償であるとかというところの苦情があったということなので、苦情対応窓口というものを設置する等の対応をしております。

続きまして、モーダルシフトの環境影響、こちらが地下鉄の建設によってCO₂の発生等のプラスの影響があるだろうということで、こちらについてきっちりと記載するようというところでしたので、レポートのほうに記載させていただいております。

続きまして、環境モニタリングの部分ですけれども、地下水位のモニタリング期間を工事完了後3カ月ということにしていたのですが、3カ月では短いのではないかというお話がありまして、これを6カ月に延長しました。さらに、地下水面がそれでも安定しないような場合にはモニタリングを継続するという形で、実施機関との合意をできております。

ここからはモニタリング部分で提出したものが余りはっきりしていなかったというところのクラリフィケーションなのですけれども、9番は大気・騒音・地下水のモニタリング計画で頻度と期間を明記してくださいということで、頻度・期間について明記する、この形で実施するというところで実施機関と合意しております。

次も、気温、廃棄物、労働安全・衛生などのモニタリング結果をどのような反映するのですかというところについて明確にするようというところでしたので、実施機関であったり、実施機関の上位官庁であるところの運輸省から委託を受けた運営管理を行う機関のほうでモニタリングを行って、何らかの問題があった場合には対応するという形で確認してきております。

11番はモニタリング計画、ワーキンググループのときに提出したもので、一部実施機関が不明確なものがありましたので、こちらについてはきっちり確認をできております。

モニタリング結果の公開方法というところは、どのような方法が可能ですかということを確認しなさいということをお願いしましたので、モニタリング結果についてもJICAの

ウェブサイト、それから実施機関のウェブサイト等で公開を行います。

続きまして用地取得・住民移転等のところですが、これはResettlement Policy Frameworkに関するコメントになるのですが、助言委員会のワーキンググループを実施したときには、Resettlement Policy Frameworkはドラフト段階であって、その後、審査までの間に最終ドラフトを提示いただいたという形なので、その間にかなり修正が行われています。それから、さらに最終ドラフトというものを確認した結果を書かせていただいております。

ということで、13番の助言は、Resettlement Policy Frameworkについて変更点を確認の上、変更点を確認するようにということで、確認してきております。主な確認内容というのが下の14番から19番という形になります。

14番については、用地取得・住民移転に関するMinisterial Decree、首相府令が出た後、可能な限り早い段階で対象住民に対して説明を行うようにということで、それを行うということで実施機関と合意しております。

ワーキンググループの後に行われたステークホルダー協議がありまして、こちらについて影響住民等から出てきました意向を反映するように、把握するようにというコメントをいただいております。こちらについては、2010年10月のワーキンググループの後に行われました、NGOであったり国会議員であったり、いろいろな方が参加されているところで行われたステークホルダー協議のコメントを見ておりますが、特にRPFの内容を修正するようなどのコメントはいただいていないということです。

ここで説明された内容というのが、Entitlement Matrixそのものを配付しておりまして、補償対象であったり補償概要、それから用地取得、補償のプロセス、苦情処理の仕組み、あとモニタリング、そういったあたりの説明をしております。中では補償費の定義であるとか、予算措置をどうするのかとか、補償対象、こちらは所有者だけでなく、占有者であるとか、借りている人も対象になるのか等の質問を受けており、それは対象になりますとか、補償費は再取得価格ですというような回答はされています。ただし、用地取得に係る首相府令が発出されるまでの間は、個別に対象住民その人に対して説明をするということができないというルールになっておりますので、首相府令が出たらすぐに説明を行って、それをRPFに反映させるという形のプロセスを今後とることになります。

次のところは、Entitlement Matrixについての実施担当者が不明な部分がありましたので、こちらについては確認しております。

それから、極貧層（Very Poor）についての対応というところについて、非正規居住者と同定された者に対しても同様の措置をとることというところで、そこについても極貧層への支援は所有権の有無にかかわらず支援を行うということ等を確認しております。

それから、補償や支援の内容がJICAガイドラインと整合するようなものになるようにというところですが、補償費の算定については現地法に基づいてAssessment Committeeというものがつくられて、その中で決定されるものではあるのですが、Assessment Committeeの構成自体は法律で定められているもので、変更はできないのですが、そのAssessment Committeeで決定された査定結果について実施機関が再取得価格に基づいて査定を行って、再取得価格に基づく補償が行われるような形を確保することで、実施機関と合意しております。

それで、RPFの予算措置についての明記がないというところについては、基本的に実施機関が負担するというところで確認しております。

それから、EIAのレポート等について、公開場所はアクセスしやすいところであるというところですが、実施機関で公開されるのと、環境省と環境省の地域部局で公開されます。これは都市部ですので、それなりにアクセスがいいところにあります。

最後、苦情処理ですが、苦情処理については、苦情処理の運用方法等、具体的に検討するようというところですが、こちらについては、実施機関の環境部署が苦情処理窓口となって、所有権の有無にかかわらず、無償で苦情を受け付ける体制をつくるというような形で合意しております。

以上が助言の対応結果になります。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご報告に対して何かコメント、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○田中副委員長 3番のところと5番のところでお伺いしたいんですが、3番のところのこのレベル分けはどういう何か基準があるのか。レベルA、レベルB、レベルC、これはどんな対応をされているのか。これが1点です。

それから、5番のところで、振動による影響は余りないのではないかと、供用時にはほとんどないという予測結果だと。ただし、この3つ目ですね、一番下のところ、「ただし、EIAでは」ということで、ベースライン測定時に最も高い値が計測されたこれこれと書いてありまして、これはEIAのときに実測をしたということですよ、ベースラインという

ことで。現状、この振動をこの区間で実測したらそれなりの値が出たので、今後モニタリングをするということが推奨されているという、こういうことだと思いますが、そこで、このデータは振動、モニタリング時のデータですが、上記の表現によれば、余り問題がない程度、例えば55デシベルとかありますが、どのぐらいの水準であったのか、教えてください。

以上です。

○吉川 1番目のご質問、基準については、ここは移設できるかどうかというところであったり、歴史的価値というところについて最高考古学評議会という、政府の機関がありまして、何らかの遺跡、埋蔵物、埋蔵文化財に当たるようなものが発見された場合には、そちらのほうにこのABCの判断をゆだねるという形になっております。その後、実施機関のほうで対応を行う。

すみません、その次の騒音のところは……。

○村山委員長 ちょっと時間がかかりそうですか。

○吉川 すみません、数字をちょっと見つけないといけなくて。

○田中副委員長 それで、この場合の振動モニタリングは、モニタリング計画にそうすると含める、供用時も含めるということですね。

○吉川 はい。

○田中副委員長 そうすると、9番に書いてあるような、こういうモニタリング計画を明記するということがよろしいですか。そういう理解で。

○吉川 そうですね。はい。運行後、開始後6カ月間、毎月行うという形です。

○村山委員長 石田委員。

○石田委員 17番の極貧層（Very Poor）という人たちに対する回答のところ、ちょっと2つばかりお聞きしたいんですが、極貧層で正規居住者と非正規居住者で影響を受ける、または移転をするというようなときに、正規であっても非正規でも、どちらであっても支援、今後の彼らの生計の持続のための支援というのは、本事業、つまり整備事業という期間限定への雇用及びそのための職業訓練という理解でよろしいのでしょうか。

○吉川 本事業における工事等の雇用だけではなく、ほかの関連省庁なんかがやっている雇用プログラムなんかへの参加であるとか、そういったことも含まれるということになります。

○石田委員 それも、雇用されることが確認はなされているということなんでしょうか。

本事業以外のほかのプログラム等への。

○吉川 本事業は雇用というか、職業訓練を受けることができるということです。

○石田委員 ですが、本事業によって職業訓練が行われるわけですよね。正規の人も非正規の居住者も両方とも。

○吉川 はい。

○石田委員 その職業訓練というのは、本事業、地下鉄4号線整備事業のために職業訓練をするのか、それともそれ以外のいろんな、彼らが今後生きていくための職業訓練を含んでいるのか。そこら辺をちょっとクリアに教えていただけるとありがたいんですが。

○吉川 ここで言っている職業訓練というのは、地下鉄4号線整備事業に関連するものではなく、今後の生計向上に資するような職業訓練というものを含めています。

○石田委員 本事業で雇用することも予定はされているんですか。

○吉川 本事業においての雇用というものも想定されているというか、一定の雇用ガイドラインのもとにはありますが、優先雇用のようなことは考えられています。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 早瀬委員。

○早瀬委員 1つだけ、小さな話なんですけど、7番なんですけど、NO_x、SO₂等の大気汚染物質という表現が、余り私たちこういう表現を今まで見たことがないんですが、ここで言う「大気汚染物質等」で表現されているものというのは一体何があるのかというのをちょっと。NO_xそれぞれの削減量じゃなしに足し合わせたものなんですよね。何を足し合せているんですか、「等」は。普通、別々に書くのが普通だと思うんですけども。

○吉川 そうですね。別々に書かれているデータはあるのですが、これは足してしまっているんです。

○早瀬委員 あとこれ以外の物質も足しているわけですよね。

○吉川 はい。

○早瀬委員 中には粒子状物質みたいに、足しても何か変な値になってしまうようなものもあるかもわからないし。

○吉川 そういうのは入っていないんですけども。

○早瀬委員 ちょっと表現方法だけ。ちょっとチェックしておいていただいたほうがいいのかなと、それだけちょっとコメントとして。

○吉川 すみません、ちょっとそこ確認して、ご連絡さし上げます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 私、エジプトの環境省に何回か通って、調査したことがあるんですけども、関連で、この環境NGOの実態をちょっと調べたことがあるんですが、それも七、八年かちょっと前なので、大きく今は変わっているかもしれませんが、登録されたというか、ある意味では検閲されたNGOでないと自由な活動ができないという、ある意味ではエジプトのああいう政治情勢の中では仕方がないことだったと思うんですけども、そういう中で、何かこの13番に書かれてあります予算、実施体制、極貧層への支援、補償範囲等について明確化ということで、それぞれ議論されるとか合意されたというようなことが書かれてはいるんですけども、実際、これには実効性があるんでしょうか。わかりました、やりますよということで終わっているのか。私はこれだけの強い集権的な国で、民主化体制に置き換わっているわけではありませんから、実際お仕事される方はご苦労されるでしょうけれども、難しさがあるのじゃないかと思うんですけども。

何かそのあたりで、こういうご返答があったということですから、質問ではないんですけども、何かそういうことで仕事を進める上でのご苦労というか、必ずしもうまくいかないというような難しさがあるんじゃないかと思うんですが、何か具体例があれば、お国事情ということで教えていただけるとありがたいんですが。

○吉川 具体例というものではないかもしれないんですが、実施機関と、こういった特に住民との協議であるとか、住民の意向を反映してというところのディスカッション、交渉、その部分については、革命前でもありましたし、非常に苦労をしました。住民の意見を聞きなさい、聞いたほうがいいですよという話は全く理解をされない段階からスタートしましたので、そこは本当に苦労しました。この案件自体が非常に重要な案件という位置づけになっておりますので、これをきっちりやって苦情のない形で実施しないといけないということについて、何とか合意を得たという形になっております。先ほど辛島が申し上げましたとおり、その後も何度か行くたびに、この前合意した事項についてはということで、合意した文書を見ながら、もう一度確認等を行っておりますので、合意した内容については実行してもらわなければいけないと。当然事務所のほうからも実施中もきっちりフォローしていくということになりますので、お答えになっているかわからないのですけども、合意した事項はやっていただきたいと思っているということです。

○作本委員 15番の回答に、特にRPFの修正をするようなコメントは出されていない、問題になっていないですよということが書かれているんですが、この行間の中にはなかなか

ご苦労があるんだろうなということをあわせて読んだような感じです。ありがとうございました。

○吉川 ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

環境レビューの段階で、対応結果をご報告いただくのは余りこれまでなかったものですから、そういう意味ではこういう、ご報告いただいて少しディスカッションするというのは非常に望ましい形だというふうに思っております。どうもありがとうございました。

では、ようやく2 - 2のほうに戻って、そこで一度休憩を入れさせていただいてよろしいでしょうか。

では、スケジュールの確認をさせていただきたいと思います。

○河野 それでは、お手元の議事次第の裏になります、ここのスケジュールの確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、5月7日、カンボジアシハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト、ドラフトファイナルレポートですね。これの助言委員会のワーキンググループで、今予定されていますのは、岡山委員、鋤柄委員、谷本委員、平山委員の4名でございます。右側のほうにスコーピング案のときの担当委員の名前が記載されております。

この4名の方でよろしいかということと、あとほかにご希望の方がいらっしゃるかどうかということでございます。いかがでしょうか。

○村山委員長 今日、ご出席の委員は大丈夫ですか。特にお声は上がらないので、大丈夫ですね。谷本委員が今日ご欠席ですが、確認していただいて。

○河野 すみません、丸のついていらっしゃる方は確認済みということですので。ではこの4名ということで確定したいと思います。

続きまして、5月14日、フィリピンのCALAX、道路事業ですね。これのドラフトファイナルレポートのワーキンググループということでございます。今予定されていますのが、高橋委員、長谷川副委員長、松本委員、柳委員の4名でございます。この4名の方以外に、ご参加の希望の方がいらっしゃれば、おっしゃっていただきたいと思います。

○松本委員 いいですか。私、この同じ日のベトナムに移転していいですか。

○河野 そうですね、まずベトナムのほうはこれ、今回臨時で入ったものですから、そもそも14日が成立するかどうかというのをまず確認させていただいて、調整させていただければと思います。

ベトナムのビエンホア - ブンタウのPPPのスコーピング案で、先ほどご説明したものですけれども、同じ日に申しわけないんですが、調査の関係上、同日に行うことを考えておりまして、このスコーピング案のワーキンググループにご参加いただける方を、ここでもしよろしければ募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本委員 同じ日であれば。

○作本委員 作本です。

○河野 作本委員。ほかにいらっしゃらないでしょうか。松下委員。すみません、ありがとうございます。あと1名。早瀬委員と岡山委員はどちらのほうがよろしいですか。

○早瀬委員 いやいや、岡山先生が入っておられるのだったら、私はいいですから。

○河野 今はベトナムの話です。フィリピンのほうも、松本委員が動かれたので、1人実は欠けていまして。もし早瀬委員と岡山委員をご希望されるのであれば、どちらかに入っていただくと非常にありがたいんですけども。

○岡山委員 どっちでもいいです。

○早瀬委員 どっちでもいいです。じゃ、ベトナムやりましょう。

○河野 早瀬委員がベトナムで、岡山委員がフィリピンということをお願いいたします。

○長谷川副委員長 すみません、ちょっと5月14日は私、フィリピン入っているんですが、ここはちょっと用事ができそうで、できれば5月21日か28日あたり、21日あたりにしてもらえないかなと思うんですけども。

○河野 わかりました。そうしましたら、確実にできるのは25日だと思います。25日はいかがでしょうか。

○長谷川副委員長 金曜日は無理なので、月曜日になってしまうので。

○岡山委員 すみません、解決にならないですけれども、できれば私、5月7日をこちらのほうに移動させたかったんです。5月7日はいかがですか。

○長谷川副委員長 そうですね。じゃ、5月7日のほうで。じゃ、5月7日のほうに移動していただくとありがたいです。

○岡山委員 すみません。

○河添 岡山さんは7日は難しいということですね。

○岡山委員 はい、なので7日と14日の私と長谷川先生を交換していただくような形でお願いします。ありがとうございます。

- 河野 それでは、5月14日は、高橋委員、岡山委員、柳委員。
- 河添 今、3人なので、もう一人必要かと。
- 河野 まだ足りないんですね。すみません。もうお一方いらっしゃいませんか。
- 村山委員長 いらっしゃらないですか。私、入ってもいいんですけども、ワーキングの時間には間に合わないんです。なので、コメントは出すという形でよろしいですか。
- 河野 それでは、村山先生に14日にということをお願いいたします。
- 村山委員長 はい、わかりました。
- 河添 ベトナムが松本委員、作本委員、早瀬委員と松下委員。
- 河野 そうですね。続きまして5月25日ですね。インドネシアのクリーンコールテクノロジーのドラフトファイナルレポートのワーキンググループでございます。今確定していますのは、武貞委員、二宮委員、松行委員の3人ということです。できましたらあと1名以上の方をお願いしたいと思うんですが。いかがでしょうか。石田委員。
- 石田委員 はい。
- 河野 ではよろしくお願いいたします。
- 石田委員 可能であれば、7日のシアヌークビルもお願いしたいんですけども。
- 河野 わかりました。では石田委員、7日もですね。25日はほかにいらっしゃいますでしょうか。

それでは、石田委員を加えましたこの4名ということで、確定したいと思います。

以上でございます。

- 村山委員長 ありがとうございます。これで5月まで決まったということですね。

それでは、1時間半経ちましたので、1回休憩を入れたいと思います。

午後5時00分休憩

午後5時08分再開

- 村山委員長 それでは、まだお戻りになっていない委員の方もいらっしゃいますが、そろそろ再開させていただきます。

続いて、3番の結果の報告を進めたいと思います。

1番は終わりましたので、2番のフィリピンの高速道路建設事業の環境レビューに対する結果の報告になります。

では、まずご説明のほうをよろしくお願いいたします。

- 武藤 ありがとうございます。私どもフィリピン担当課東南アジア第5課から来ており

ます、課長の武藤と申します。

○柳内 どうも、柳内です。

○轟 轟です。

○武藤 それではお手元に配らせていただいております助言対応結果ということで、ご説明させていただきます。経緯といたしましては、昨年秋、助言をいただきまして、11月後半から12月にかけて、現地で審査の作業をさせていただいているものでございます。

まず、最初に申し上げてシェアさせていただきたいのは、高速道路事業の実施機関でございますけれども、DPWH、つまり、公共事業道路省、こちらのほうに世界銀行のほうの住民移転ガイドラインに基づいたテクニカルアシスタンスが入っておりまして、特に住民移転に関しましてはかなり国際機関の水準まで、目線が上がってきているということをご報告させていただきたいと思います。これは次の案件の洪水制御の案件がございますけれども、こちらについても共通でございます。こういういい実施機関の成長期に審査させていただいたので、いい協議ができました。

それでは、細かいところに入らせていただきますが、まず第1番の助言、全般的事項についてというところで、道路建設による農地喪失について、こちら国家及び州の農業政策との整合性の確認ということでご助言いただいております。助言対応結果のほうで、まず事実関係を書かせていただいております。Philippine Development Plan、新しいアキノ政権の2011年から2016年の開発計画でございますが、農地の転換に関する法制度はまだ議論されておりまして、いまだ法律の制定に至っていないという事実関係でございます。しかし、本件を推進するに当たりまして、関連のところを確認させていただきました。

Central Luzon Regional Development Planという地域開発計画がございます。こちらにおきましては、中部ルソン地域を産業拠点として位置づけるとともに、マニラ首都圏に供給する農産物の生産拠点と位置づけておりまして、その中でマーケットアクセスが重要だという記述がございます。確認のために、中央省庁の一つである国家経済開発庁、NEDA、こちらはプランニングをするところですが、本事業による影響等を協議いたしました。彼らは本事業の用地取得による農地喪失はあるものの、農産物の輸送改善により、同地域の農業に与える効果は大きいと評価しておりました。

第2点目、公害関連についてでございます。公害関連の緩和策についてモニタリングを行うようにと。必要に応じて対策を講じるよう、実施機関に申し入れてくださいというご助言をいただいております。これについてDPWHの環境の担当のところと協議をいたしま

した。継続的なモニタリング体制の構築について申し入れたところ、今、こういう仕組みができ上がっているという説明を受けました。それが でございます。

まずは、DPWH自体による自己モニタリングというのがございます。次は、地方自治体などとの合同モニタリングというものがございます。あとは、これは外部環境監査に当たるのですけれども、これは環境天然資源省が随時やるということになっております。

本事業について、建設中は でモニタリングが行われ、供用時は営業権の保有者、Concessionaireになりますけれども、こちらが担当するとの説明です。 は建設中、供用時にかかわらず、随時DENRが環境監査を行う権利を持っているということで、こういった確認のもと、私ども、それではキーは環境天然資源省、DENRなのだから、DPWHから随時公害関連の情報を提供してくださいとこちらで申し入れまして、確認を得ております。

こういった全体の状況により、私どもといたしましては、公害緩和についてはDPWHを中心とした既存のシステムに組み込まれているということを確認したという理解であります。

3番目でございますが、詳細設計時に造成土の掘削及び盛土建設など、道路建設にかかわる建設資材のインアウトフローを検討し、というご助言をいただいております。こちらのほうは、DPWHのほうに話しましたところ、それが何を意味するのかというのはきちっとわかってくれました。

まずはDPWH側で建設資材のインアウトフローを示すマス・ダイヤグラムをつくりましょうということで、それに今度はコンサルタントがレビューをするということを重ね合わせております。

次は自然環境についてでございますが、4番、農地の喪失に伴う自然環境や生物多様性などの喪失の可能性について、モニタリングの対策を講じるようというご助言をいただいております。これに対しては、2番と似ているのですけれども、DPWHに申し入れを行いまして、随時モニタリングを行う旨、確認しております。助言2と同じでございますけれども、DPWHは既にモニタリングシステムを持っておりまして、こちらの自然環境や生物多様性に関しましても、当然ながらDENRによる外部監査が入っていますということです。

次、5番目につきましては、ご助言は、スプロール的な開発の抑制に向けてDPWHを通じて土地利用規制条例の遵守に関するモニタリング計画を提案してくださいというお話でございました。こちらにつきまして、いろいろ、どのような既存の仕組みの中でこれがチェックされるのかということを確認してきました。土地利用は、まずは各自治体が定めま

すと。Comprehensive Land Use Planというのですけれども、このプランはDPWHなどの中央省庁がインフラなどのマスタープランを行う機会には随時見直すということです。このメカニズムの中でスプロール的な開発というのは重点チェックポイントの一つです。なので、新しく何かモニタリングの活動を導入するということは不要だと考えて、審査を終えております。

6. ですけれども、詳細設計で長期モニタリング計画の必要性和具体案の作成をDPWHと検討・協議することということでございます。こちら助言5. と連動しておりますけれども、詳細設計のTORに土地利用モニタリングにかかわる項目を改めて含めるという必要性はないというふうに、こちらで判断しております。

今度は7. ですけれども、詳細設計時に氾濫解析を行い、水害を助長しない設計を行うよう設計仕様書に規定してくださいというご助言でございますが、これに関しましては、DPWHのほうも、その技術的な必要性はすごくよく理解をしていて、詳細設計のTORに氾濫解析及びそれに基づく適切な設計にかかわる項目を含むことを確認しております。

次は、社会環境についてでございます。

8. は被影響住民のうち、移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するというところで、こういった住民に十分説明して、そういったニーズを反映した後に事業計画を進めてくださいというご助言でございます。特に(1)から(4)のグループについては留意してくださいと、ご助言をいただいております。右のほうにいきまして、これに関しては11月上旬に住民説明会を実施済みでございます。補償内容等の説明も行い、同時点では特段の反対意見は出なかったということでございます。しかし、今後もDPWH及び自治体で住民ニーズの把握と住民への十分な情報提供を行ってくださいということで、ここはしっかり確認しております。特に指摘をいただいた4グループにつきまして、配慮しますということでDPWHと合意をしております。具体的には、Entitlement Matrixの拡充の中で、この特定グループの人たちに配慮していきましょうということです。全数調査で被影響住民の中にそのような住民が存在した場合には、補償金、代替地提供以外に、生計回復支援等で幾つかメニューをつけ足すということだそうです。

次、9. にいきまして、移転地において電気や水道などのインフラが整備されることを確認してくださいというご助言でございますが、これについては、予算はDPWHが確保したということを確認しました。では、具体的にどう整備していくかということにつきましては、現地の自治体及びこれは国家住宅庁というところがあるのですけれども、ここと役

割分担をきちっと決めていきますという確認を得ました。

10.でございますけれども、移転が必要となった場合の移転先について、可能な限り住民の意向を確認してくださいと。あとは、よくモニタリングもしてくださいというご提案でございます。これについては、移転住民との協議において、住民より立地条件のよい移転地が要望されているということ、これにかなり沿った形で移転地が整備予定であること、こういうことを確認しております。あとは、モニタリングについてですけれども、内部モニタリングというものと外部モニタリング、2つのシステムがあるということも確認しています。内部モニタリングは、補償金支払いの進捗など、用地取得・住民移転実施中のモニタリングです。外部モニタリングのほうは、移転後の生計回復支援策の進捗と回復の度合い、あとは満足度、苦情の有無等について、独立した外部機関がモニタリングを実施します。DPWHはそれに基づいて必要に応じた改善を行うという仕組みでございます。これがきちっとございますので、追加的なモニタリング体制を構築してくださいという必要性は、認められないという判断でございます。

11. 最後ですけれども、建設中の既存道路交通への影響に配慮した交通管理計画ということでご助言をいただいておりますが、これにつきましては、詳細設計の中でそういった交通管理計画をつくり出すということで合意しております。それを工事仕様書にも規定します。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、コメントがありましたらお願いいたします。石田委員、どうぞ。

○石田委員 5番のスプロール的な開発の抑制についてなんですけれども、このご説明いただいたお答えは、正しく理解するためにもう一度聞きたいと思っています。自治体がそれぞれComprehensive Land Use Planをつくるということですよね。主要省庁から新たなインフラがそこを通る場合には見直すようになっていると。

○武藤 そうです。

○石田委員 そこまでわかって、かつ重要な重点チェックポイントの一つでチェックリストに載っていると。そうすると、このスプロール的な開発の抑制を実際に担保していく主体というのは、自治体なんですか。それとも中央省庁の協議に応じて、中央省庁もモニタリングしながら担保していくんですか、どんなイメージになるんでしょうか。

○武藤 主体はローカルガバメントでございまして、彼ら一つ一つ開発計画を承認してい

くわけなんですけれども、そのプロセスの中でということで理解しております。

○石田委員 そうすると、中央省庁DPWHは、特にそのプロセスでもかかわっていかないわけですか。

○武藤 直ではございません。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 平山委員、どうぞ。

○平山委員 教えていただきたいのですけれども、2番についてですけれども、モニタリングの体制なのですけれども、DPWHが自己モニタリングシステムを持っている、そして3番についてはDENRは外部監査をするという体制になっていて、これは一つは自己モニタリングシステムというのをDENRは持っていないのかということ。

それから、4番の関係ですけれども、DPWHは自然環境についてもモニタリングシステムというのを確立して持っているのか、そしてDENRのシステムというのはそのDPWHのシステムの中に組み込まれているということなのか。

それから、3番目に、そのDENRの外部監査というのは、これは例えばISOの14001とかというものなど、そういったイメージのものなのか、具体的にはどういう中身なのか。実際に一番知りたいのは、DENRが自分でモニタリングなり測定なりをしないとすると、一体DENRは何をやっているのだろうということなのです。

○武藤 ありがとうございます。恐らく言葉のあやが少しあると思うのですけれども、DENRによる環境外部監査というのは、DPWHにとって外部ということです。表現が少しわかりにくかったかもしれません。申しわけないです。

まずは事業を実施主体のDPWHというところがありまして、ここがまず事業推進者として、で、内部という言葉を使っているのですけれども、モニタリングをします。フィリピン政府の中では別途DENR、環境天然資源省がありまして、ここはDPWHに対しては外部でございます。で、彼らスタッフが中心となって随時DPWHがやっていることに対して環境監査を行います。DENRが活動を行うときに、もちろんDENRもそんなたくさんのスタッフが充実しているというわけではないので、一部は外部のコンサルタントさんがいらしていただくことはあるかもしれませんが、一義的にはそれはDENRが行うものでございます。

その辺、すみません、言葉の使い方がうまくなくて。

○平山委員 それは全部理解しているつもりですけれども。

○武藤　なので、DENRはきちんと環境に関して、公害も生態系もモニタリングをやりますということです。

○平山委員　DENRはやっているのでしょうか。

○武藤　はい。

○平山委員　そうすると、　と　については、　のほうはDENRによる自己モニタリングというのもあるということですか。

○武藤　DENRが公共事業省のやっていることに対してモニタリングをするということでございますね。DENRの事業ではないので。

○平山委員　モニタリングというのは、環境の状況に関する調査・測定ということになると思うのですけれども。だから、DPWHをそのDENRがモニタリングするなどという言葉は普通使わないと思うのですが。

○武藤　はい。申しわけないです。説明が悪いのかもしれないのですけれども、まず事業実施者であるDPWHがございまして、それでDPWHは建設するだけのところではありませんで、DPWHの中に部局としてESSOという、Environmental and sustainabilityの部局もございます。ですので、DPWHがまず自己モニタリングをするというときは、そのESSOというDPWHの中の部局が、まずきちっと自然環境も社会環境も、公害も含めてですけれども、見ますと。それがまずDPWHの中の内部の自己モニタリングになります。

フィリピンの中のシステムでは、それに加えてDENRという環境天然資源省があって、こちらは事業推進側ではなくて、むしろチェックアンドバランスでチェックする関係になっております。

○平山委員　そこがモニタリングを独自にやっているのかやっていないのかということなののですけれども。

○武藤　はい、そこはここに書いております外部監査に該当するのですけれども、DPWHにとっての外部監査を、DENRがやる制度になっております。

○平山委員　自分では測定しているのかどうかということなののですが。

○武藤　それについては、まずは基本的にはDPWHのESSOというところが必要な基礎情報は測定するという体制になっております。しかし、いろんな市民社会からの意見とか、それに対応して何か追加でやらなければならないということになると、まさに随時なのですけれども、DENRがプラスアルファで自分で測定して、公共事業道路省に対して是正措置を進言することになります。

○平山委員 そうすると、ここで外部監査と言っているのは？監査の中身は何ですか。

○武藤 これにつきましては、今申し上げたとおり、DENRは自分がすべての公共事業に対して最初から最後までモニタリングする立場ではございませんで、やっぱり市民社会から声が上がったたり、何かきっかけがあったときに随時入り込んで、その 이슈として上げられたことについて追加的な監査を行っていくことになります。

○平山委員 その監査というのは何ですか。

○武藤 それは恐らく2つになると思うんですけども、まず市民社会などから上げられた特定の 이슈に対して自分で入り込んで調査するということもありますし、それから当然監査ということになりますと、監査というのはだれか主体がやっていることをそのプロセスが適切かというのを見る仕組みですね。ですから、そのときに挙げられた問題点に対して、DPWHの中で適正な仕組みがとられたかどうかというのを見るのだと、私たちは理解しております。

○平山委員 ちょっとよくわかりませんが。もう一つ、私ばかり時間をとって申しわけないので。

4番の、DPWHは確立したモニタリングシステムを有しており、DENRによる外部監査もその仕組みに取り込まれているというのは、これはどういう意味ですか。

○武藤 今、お話ししたと基本的には同じことですが、2番では公害関連の緩和策についてということですが、4番につきましては、こちらは自然環境や生物多様性の諸機能ということで、イシューが違いますけれども、基本的にはシステムとしては同じように動いているということです。イコール、DPWHを中心として、こういったモニタリングシステムになっているかというのと、繰り返しになりますが、まずはDPWHの自己モニタリングで、あとは天然環境資源省による外部環境監査というのが入っています。それを総称して、ここでDPWHは確立したモニタリングシステム、DPWHといいますか、フィリピン政府として確立したモニタリングシステムを有していて、DENRによる外部環境監査もその仕組みの一部ですということです。

恐らく、実態を少し申し上げたほうがいいのかもしれません。天然環境資源省もものすごく人員があって、機材もあって、全国隅々までどんな事業もいつでも随時自然環境、社会環境、すべてモニタリングできるという体制にはございません。やっぱりセレクトティブにやっていくというのが実態でございます。そうすると、何か 이슈が上がったときに入ってきて、是正措置を進言するというのが実態になっております。

先ほどのような質問にもありました、DENRがそれでは14001などの基準でやっているのかということですが、理想はそうですが、それを全部網羅するような形にはなっていないということを、実態としてはシェアさせていただきます。

○田中副委員長 ご説明を聞いてわかったことは、外部環境監査というのは、市民あるいは住民から苦情があったときに必要においてDENRがみずから測定をする場合がある。それから主体は、その手続、これはDPWHによる測定手続や測定範囲が妥当であるかというチェックをすると。この2つのことを含意しているというご説明だったと思いますので、そういう説明をここに加えたらいかがですか。そうすればわかりやすいんじゃないですか。

○武藤 わかりました。ありがとうございます。

○田中副委員長 確かに、外部環境監査とか外部監査というと、ISOの仕組みのことを想定しないとならない。多分、そういう役が充てられているんだろうと思います。フィリピンではそういう仕組みになっているんだろうと思いますが、必要において測定もするし、手続が妥当であるか、そういう検査・確認もしているんだと、そういうことだと思います。

○武藤 ありがとうございます。

○村山委員長 もとの言葉がエクスターナルというのが入っているので、「外部」というのをお書きになっていると思うんですが、同じ政府の中で外部と言ってしまうと、平山委員のようなお話も出てくるので。

○武藤 そうですね。現地の言葉をそのまま置いております。申しわけないです。少しのみ砕いて変えます。

○河添 直訳で日本語に置きかえると意味が違ってしまうようなので、意訳が必要ですね。

○武藤 そうですね。

○作本委員 今のお話を聞いていて、この案件をご紹介される冒頭で世界銀行のことをおっしゃいましたよね。そこにこの、特に平山委員がご質問された本音の部分があると思います。

○武藤 理想的になっているかどうか。

○作本委員 特に道路環境はDPWHがほとんど環境関係も含めてチェックしています。環境省、もちろんこのDENRがあるんですが、実際はEMBですね。むしろ、この道路関係だけについては、私も聞く限りで正確じゃないかもしれませんが、むしろ世銀の影響でこのDPWHがきちんとチェックするというか、モニタリングでしょうか、そのスタンスになっているということを聞いているんですが、そんなふうに捉えてよろしいんですか。

- 武藤 はい。
- 作本委員 逆に道路以外はむしろEMB、環境省の中の役所が普通に環境行政を行うというようなことをちょっと聞いておりますけれども。
- 武藤 そうですね。DPWHは公共事業の実施機関の中で、フィリピンの中では先端をいっているほうでございます。
- 作本委員 これ、中部ルソンという地方だからという意味ではありませんよね。公共事業省が例えば地方、そういうのだけではない。わかりました。
- 平山委員 今言われた自然保護の関係、自然環境についてもこの4番はDPWHと書いてあるんですよね。
- 作本委員 センシティブエリアなんていうのは、フィリピンの場合、特に大事にされるんですよね。自然保護区をつくったり、NIPASとかいろんな仕組みを持っていますから。
- 村山委員長 では大体よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、この案件はこのあたりにして、次もフィリピン。今度は河川改修の事業に関するご報告でございます。続けてよろしいでしょうか。では、ご報告お願いいたします。

- 武藤 それでは、引き続きまして、パッシング - マリキナ川河川改修事業フェーズ3についてでございますが、助言対応結果ということでご説明させていただきます。こちらもタイムラインといたしましては、昨年秋にご助言をいただいた後、私ども審査は11月末から12月の間にさせていただいておりますものです。

まずは全体事項1．非構造物対策構造物維持管理、あと洪水対策委員会、こうした体制づくりについてスケジュールを含め、本事業との関係を確認することということです。

結果でございますが、本事業を含むパッシング - マリキナ川流域の洪水対策に関する関連政府機関の連携を確認するためのMOA、これはMemorandum of Agreement、これを締結すること、または関連機関が参加する協議・モニタリングの場としてFMC、これはFlood Mitigation Committeeを設立することを確認しております。ですので、このスケジュールはもういついつまでにというところまで、まだきっちり決まっていないのですが、MOAの締結は終わっております。なお、FMCの詳細につきましては、フィリピン政府は関係機関と十分な検討議論を行いたいとの意向でございまして、詳細設計段階で確実な設立に向けた支援を行うと、そういうことで合意しております。

2．ですけれども、無秩序な河川内開発への対処及び移転対象者の特定などにかかわる河川境界の明確化の必要性、それからその対応方針についてということでございます。河

川境界の明確化の必要性については、協力準備調査の中でも実施機関と協議を行ってきておりまして、審査においてもその必要について改めて合意しております。また、FMC、Flood Mitigation Committeeや本事業における非構造物対策の活動、こういった中で、関係政府機関や一般に河川開発計画を公開する方針でやることを確認しております。この公開というのは、インフォメーションキャンペーンですとか、あとはウェブサイトも含めるということでございます。

3. ですが、工事の石材の搬入・土砂移動などに伴う粉じんなどの大気汚染の影響についてでございます。助言対応結果でございますが、工事中の大気汚染対策として散水や機材の定期メンテナンス、工事機材へのフィルター取り付け、土の運搬に使用する車両を被覆することなど、工事中の大気質モニタリングを実施することについて実施機関と一つ一つ合意してきております。

4. は、排水や有害物質を含む廃棄物の現在の処理が必ずしも望ましい状態にないことから、これらが整備対象である河川に与える影響を確認することということでございますが、助言対応結果は、実施機関よりまず工場排水などはパッシング・マリキナ川へ続く排水システムに流れる前に処理されているとの説明を受けています。しかし、きちっと確認をしたいということで、私どもは、本事業では詳細設計時に提出に関する追加調査を実施します。あとは、工事期間中も浚渫土や事前混合処理による改良土、河川水質についてのモニタリングを実施するということについて実施機関と合意しました。

5. は、土壌地下水汚染について、浚渫物に有害物が混入する可能性があるため、土壌地下水汚染を防止する施設や処理方法であることを確認し、必要に応じて対策を強化することということでございますが、右のほうにいきまして、浚渫土の一部は、汚染物質を内部に閉じ込める効果のある袋、ジオテキスタイルといいますけれども、これに詰められて盛土などに利用されるということです。あとは、その他の浚渫土はセメントあるいは石灰を混合して、有害物質が改良土の外に漏れ出さないよう処理した上で埋め立てるということを確認しております。この辺は日本の技術をしっかり使うところでございます。あとは、詳細設計時に詳しく調査・確認を行うこと。施工業者により浚渫前と処理後の浚渫土の検査を行い、必要に応じて追加対策を行うこと。さらに埋立地の地下水質のモニタリングを行うこと。これら一つ一つについて合意してきております。

次、社会影響についてでございますが、6. はマリキナ川下流部の歩道利用への影響、河川公園を維持管理用アクセス道路として使用することなどによる周辺住民への影響でござ

ざいますが、右のほうにいきまして、マリキナ川下流部のプロムナードは工事期間中の数カ月間、一時的に閉鎖されますけれども、その間、住民が歩道として利用可能な代替道路はあることを確認しました。あとは、パッシング川沿いの河川公園を維持管理用のアクセス道路として利用するということになっておりますけれども、その方法は徒歩による目視であることですので、周辺住民への大きな影響は想定されませんということです。あとは、周辺住民を含むステークホルダー協議の場で、本事業実施にかかわる反対意見は出されなかったということです。住民から事業へ協力する旨が示されたということでございます。それがステークホルダー協議のバランガイキャプテンだけが出てくるようなことではなくて、広く声がかかるように配慮がされたものです。

次、環境管理計画についてでございますが、7. は補足環境影響評価の報告書と環境管理計画の項目、こういったところの対応関係がいま一つ明確でない、少しずれていたと思うのですが、きちっと詰めて必要に応じて補完するということでございますが、これについてはきちっと整合性をとる形で環境管理計画を見直して実施機関と合意しております。

8. でございますが、これは補足環境影響評価の「環境モニタリング計画」のうち、5及び6の「掘削・浚渫物の発生ならびに処理・再生利用」に関して今後の方針を確認してということでございますが、これについても、先ほどの5番でございますが、こちらと同じということで、日本の技術を活用すること、それから詳細設計時などにきちっと確認を行い、実施中も追加対策を考えること、モニタリングをすることということで合意しております。

住民移転についてでございますが、9. 住民移転は過去の教訓を反映して実施すべきであると。過去に移転させられた住民が現在置かれている状況などを確認すること、ネガティブな情報も含めということです。それを踏まえた住民移転計画となっているかどうか確認することということでございますが、これについては、フェーズ2での移転住民は、これは実はADBが支援した、パッシング川再生委員会実施の事業によって移転していますので、これに対して情報収集をしております。こちらの移転地なのですが、複数の事業による移転者によってかなり大きな住宅街が形成されておりまして、その中には学校、複数の商店街、こういったことも確認されております。生計回復のプログラムなども実施されているということでございます。ただし、最初のころにはインフラ整備が少し遅れたというような状況もあったと聞いておりますし、あとは、どうしても、もう住宅街が形成され

てはいるのですけれども、メトロマニラからは遠いという、そういう声があるということも確認しております。

PRRCという、その前の事業の実施者からはモニタリングの重要性ということをかなり強調されましたので、本事業の住民移転計画では内部モニタリング、それから外部モニタリングの実施をきちっと規定してございます。

あとは、もう一つの教訓といえば、やはりメトロマニラという生計の本拠地から遠く離れるというので不便を感じる方も多いと私たちも認識しておりまして、そういうことも踏まえまして、今回のフェーズ3の移転に当たりましては、まずは最初のフレームワークとしては現金による補償という選択肢を優先で設定させていただいております。そうすれば、自分の生計手段からの距離などを勘案して、自分で移転地を選択することができるということも踏まえて、そういうフレームワークにしてございます。

10．移転者への生計回復手段及びLGUが実施する移転事業の状況について確認し、移転者が補償オプションを選択するに当たり、十分な情報が提供されるようにすることということでございますが、これにつきましても、実施機関のほうにこれを申し入れまして、その必要性及び実施について一つ一つやっていきますという合意がとれております。

11番、58世帯の移転について、移転先や条件等の情報を十分に得た上で、移転にかかわる合意がなされることを確認することということでございますが、これもしっかり実施機関に申し入れ、9．でモニタリングのことについても書いてございますが、モニタリングがしっかりされるという体制をつくっております。

12．で、苦情処理を担当する組織の表現が漠然としているということなので、苦情処理委員会に相当する組織が形成され、被影響住民のメンバーがちゃんと加わる形になるようにというご助言でございますが、右のほうにいきまして、各地方自治体で確認したことですけれども、Local Inter-Agency Committeeというものが設置されておりまして、それそのものが苦情処理機関として機能しているということを確認しております。本事業においてもこのLocal Inter-Agency Committeeが苦情処理機関の役割を担うということです。さらに、そこに普通の市民の方がアクセスできるかという観点を含めまして見たところ、そのLocal Inter-Agency Committeeには市民団体、こちら現地ではPO、People's Organizationといいますが、こちらが参加していて、被影響住民の多くはPOに所属しているので、そこで住民の方が苦情処理機関に全くアクセスできないという状況ではないと確認しております。

13. は、河川上流部での将来計画（ダム、遊水地など）と本事業との整合性及び将来計画の実現可能性ということですが、本事業は河川上流部での将来計画を含むマスタープランに位置づけられているものであるため、もともと設計時から整合性があるようにつくられております。あとは、現在世銀支援で洪水対策のマスタープランが見直しされているのですけれども、それとも整合性があることは確認しております。この将来計画の実現可能性というところなののですけれども、これ、私たちもいろいろ実施機関と話しておりますが、さすがにいついつまでにどこの支援がついてファイナンスされますという、そういった計画まではございませんので、確実に実現するというストーリーはまだございません。

あとは、14. でございますが、流域全体の治水と本事業に関連する課題について、FMC、Flood Mitigation CommitteeがLocal Inter-Agency Committeeと連携を行いつつ、検討するような体制になることを確認することということでございますが、これは、ここには書いていないのですけれども、もともと今、DPWHの大臣のほうの主導で、統合流域管理の話がすごく急に進んでおりまして、その中で新しくあるべき体制という議論が進んでおります。そういった少し流動的な状況の中にあるのですけれども、Flood Mitigation CommitteeとLocal Inter-Agency Committee、ここが連携を行うということについては、その方向だというふうに私も理解しております。FMCの体制詳細については、今後、D/Dの期間中に検討される予定であることを確認し、あとはご助言のポイントについては実施機関に申し入れたところでございます。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それではご質問、コメントがありましたらお願いします。満田委員。

○満田委員 9番についてなんですが、まず、この過去のフェーズ2における移転住民はこの移転先にずっととどまっているのかどうかということを確認されていますか。つまり、住宅街が形成されていて栄えているということは、必ずしも移転住民がずっとそこで生活していることとはイコールではないと思うんですね。えてして居住し続けることに困難を感じて出ていってしまって、その後に何か全然別の利用をされてしまうようなこともあり得るということがあると思うんです。ということが一つです。

それから、生計回復プログラムが実施されていることを確認されたというのはいいんですが、実施された結果どうであるかということを確認していただきたかったと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

3つ目なのですが、この経験を踏まえて、移転先がメトロマニラから遠いという経験を踏まえて、現金による補償もオプションでつけたというお話だったんですが、それはちょっと話が違うんじゃないかなと思っていて、恐らく通常は現金による補償とその代替地というオプションが普通は備わっていて、ただそのメトロ、この案件について、過去、移転元の近くに移転地を確保することができなかったのも、それで住民がそれに対して指摘するという、そういう状況だったと思うんですが、ですから、相変わらずその移転元の近くに移転地を確保できないという状況は続いているんじゃないかと思われるんですが、それに対する対処というのはどうなのでしょう。この3つについて教えてください。

○武藤 ありがとうございます。3点いただいておりますけれども、最初にありました、住宅街は形成されているが、そのいわゆるもとの人たちが出ていっていないかという点についてなのですが、私ども、このPRRCの移転地の現場などにも行ったり、それから担当者の方からも情報収集というのは実施しておりますけれども、その中で、人の出入りが具体的にどうなっているのかというような話、それから生計回復のプログラムの結果、どのくらい人が就業できたという、その数字までは入手できておりませんということを報告させていただきます。

あとは、メトロマニラから遠いということに関連しまして、特に本来ならば移転地、近いところで提供するか、現金で補償するかという、そういう物の考え方を最初するべきで、その移転地近くにつくることができなかったという状況はまだ続いているんじゃないかというご質問ですが、それについてはおっしゃるとおりで、これはメトロマニラの一番真ん中を貫流する川でございますので、まず最初の検討段階から移転地をDPWHとしてすぐ近くにつくることはできないということが分かっておりました。そういう個別状況の中で、DPWHは現金の補償というのをまず第一義的に提示しているという状況でございます。

○満田委員 それで、JICAとしてはどう評価するのでしょうか。つまり、これ、私たち助言委員会に諮られて、助言委員会が助言をして、そのことに対してこういう対照表をつくって答えてくださるのは大変丁寧でありがたいと思うんですが、その上でのJICAの判断というのがあると思うんです。現金を提示するというのは、その提示された人にとっては、現金は得たけれども、じゃ、代替の家は確保できるのかという問題がつきまとうわけですね。そこら辺について、じゃ、JICAはそれをよしとするのかどうか。あるいは別の何かを提案するのかどうかということについてもお聞かせいただきたいんですが、いか

がでしょうか。

○武藤 今までの首都圏でのインフラ、幾つもやっておりますけれども、その中でいろいろな教訓を私たちも学んできております。その中で、必ずしも理想的にいかないということもよくわかっておりまして、でも、それでも理想に近づけるにはどうしたらいいかという葛藤の中でやっています。

葛藤の一つは、やはり移転地を整備しても、生計の場から遠いので、戻ってきてしまう人もいたりとか、それは過去の案件で私たちもよく知っています。外部モニタリングの方からご指摘もいただいたりしておりますし、そこは大きな経験といいますか、過去の案件から学ぶところでございます。

他方、またもう一つの大きい教訓としては、メトロマニラの中で大きな移転地を確保するということは、これも不可能だということを私たちもいろんな案件をやる中で理解しておるところでございます。

そういう状況の中、このメトロマニラのかかなりの部分を守るための治水対策、本当にたくさんの人たちが裨益するわけなのですけれども、それを行う中で何人かの方はいろんな、どうしても犠牲を払うような状況にならなければならないと。その犠牲をなるべく本当に少なくして、いい選択をご提示したいというのが私たちの根本的な考え方です。

この河川は、やっぱり一番メトロマニラの真ん中を通っておりますので、そのすぐ近くに移転地を見つけるとなると、本当にショッピングセンターとかがいっぱいあるようなところ、商業地がずっと並んでいるようなところですので、地価も非常に高いですし、それは現実的ではないのかなということは私たち感じておるところでございます。その中でDPWHが、近くに移転をさせられない。だけれども、遠くに移転すると、またそういう意味で犠牲を払ってしまうので、やっぱり話し合いの中で現金によるコンペンセーションをやらせてくださいというふうに言ってきたとき、JICAの判断としては、いろんな状況を勘案した中で、かつ一人一人の移転される方への配慮も行った中で選択している政策だというふうに理解しておりまして、私たち審査チームとしてはそれを受け入れております。

○満田委員 長くなってしまってますみませんが、要は今後の協議とか合意とかモニタリングが必要だというようなことだと思うんですが、それがその10と11なんですね。ここで必要性及び実施につき合意したというふうにちょっと漠然と書かれているんですが、事業の進捗状況に合わせてやはりきめ細かく、この段階までにそういう情報が提示されて、こういうことが説明されて、合意が得られることを確認するというような、ある程度きめ細

やかな事業進捗にリンクさせたような形でやっていかないと、やはりそこら辺は難しいと思うんです。ちょっと情緒的に、難しいということを実施機関と何となく共感し合っていると思うので、それはやっぱりきちんとモニタリングしていただきたいですし、そこら辺は進捗に合わせていついつまでにということは、ある意味条件づけるような形でモニタリングしていただきたいと思うんですが、そこら辺はどういうことになっているんでしょうか。

○北川　すみません、審査を担当しました北川と申します。幾つか細かい点で補足をさせていただきます。

まず、最後にいただきました、どの時点で何を確認しというところは、RAPの中でかなりきめ細かく計画を立てておりますし、現時点との状況との現在のRAPの整合性というところは、詳細設計の中できめ細かく見直すということも約束しておりますので、そこはいただいた助言に沿って十分にやっていきたいと思っております。

あと、幾つかすみません、今までいただきました数点のコメントにつきまして、武藤からご説明さし上げたところですが、もう少し細かい情報をさせていただきますと、まず3点目、先ほど1点、2点、3点ということで3点目でいただいております点、まさにEntitlement Matrixの内容となってくると思うんですが、まず私どもも初めは、補償を与えた上でさらに移転地、いいところがあればいいねという議論をずっとしてきたところなのですが、武藤が申し上げたとおり、やはり首都圏の中にある程度まとまった規模の移転地というところを見つけるということは難しいと、DPWHから聞いております。一方で彼らの制約として、実はフィリピンの中で、キャッシュのコンペンセーションをした上で移転地を用意するということとはできないという説明も受けました。

そこで、やはり選択肢としては今ある移転地、往々にして遠いところになってしましますが、そこに行っていただくか、もしくはキャッシュでフルリプレイスメントコストを支払うかというところで、DPWHから住民自体に、かなりバランガイレベルできめ細かいコンサルティングをしまして、住民のほとんどがキャッシュがよいという意思表示を示しております。そこまで確認した上で、今回、JICAとしてはやはり住民の意向を汲んで、キャッシュというところを第1オプションにしましょうと。ただし、やはり中には移転地に行きたいと希望する住民もいると思われまますので、そのような住民については、LGUが提供するオプション、つまりはLGUが用意する移転地の移転等も彼らの意思で選ぶことは可能という形のRAPにしております。

オンドイの影響なんです、やはりマニラの中は、最近の洪水の被害等もありまして、危険地に、つまりは川の中ですけれども、住んでいる住民をリセトルしましょうという判例も出ておりますので、そこはLGUも頑張って、シティの中 devenir べく用意しようという取り組みをしているところであります。ですので、そういうところのオプションも、今後とり得るということも可能性としてあるかと思っております。その辺のオプションは残した形で合意をしてきております。

一方で、では、ガイドライン上、土地を与えないというオプションが許されるのかというところですが、JICAガイドラインの中では、例えば農民とか土地に依存して生活をしているような住民には、彼らの生計手段である農地を与えなくてはいけないというところはあるんですが、今回確認しましたところ、川沿いに住んでいる方々は、そこで別に農業をしているわけではなくて、ドライバーをしていたりとか、ベンダーをしていたりという人たちが多かったので、必ずしも土地に依存している人とは確認しておりません。ですので、キャッシュというところも一つのオプションとして、彼らの生計回復を支援するために必要なオプションだろうというところで、合意をしてきたところでございます。

すみません、長くなりました。以上です。

○満田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ありがとうございます。ほか。岡山委員。

○岡山委員 同じところで申しわけないんですけども、この計画、今回のときはたしかフェーズ2、フェーズ3の中でも、たしか台風が何かで壊れたところの改修というのがメインだったと記憶しています。ですので、大きな例えば堰をつくるとかの事業はフェーズ4に送るということでしたよね。なので、11番にあるように、58世帯という非常に、変な話、少ない数になっているんですが、実際のところは例えばある堰、ロザリオ堰からこっち側の放流の中に住んでいる人は、もう何万人という話でしたよね。そこ、一部分でもそのくらいということは、その全体の中ではどれだけというのは想像にかたくない。その移転ということまで考えたら、これは考えられないぐらいの大事業だなというふうに、そのとき思いました。

何が言いたいかというと、おっしゃるとおり、本当にその方たちの命の安全と、それからその移転、生活補償をどう折り合いをつけるかといったときに、一つはキャッシュでいていただくというのも当然あると思うんですけども、何となく、ここ十数年間の状況を見ていると、数が減らない。つまりどいてもらおうとだれかが来ると。それをずっと繰り返

返しているように思えるんですね。それによって工事は、例えば進まない。あるいはそれによって、ここの放流能力が全部開けないとか、そういう本末転倒なことにもなりかねない。という中で非常に苦しんでやったりしているのがよくわかるんです。

ですが、こんな時代で、今後100年に1回は洪水で試算をされているような中でも、それを超える雨というのが当然降る可能性が高い中で、じゃ、真っ先にそういうときに被害を受けるのはやはり川の中にいる人たちだと思います。それが数万というオーダーだとしたら、やはりその人たちに対して、たとえ、すみません、ここから先は個人的な意見ですけども、現金による補償でもどいてもらい、できるだけそこから離れていただくということは、命とリスクのどちらをとるかということでの、一つの解ではないかなというふうには思います。

私、余り別にコメントでも何でもありませんけれども、多分、中に住まわれている方々に命の危険を説いて移住の合意をとるに当たっても、100人いたら全く意見が分かれて、全体合意がとれないだろうというふうに思うんです。そういう今後のその辺の見通しというのは、どんなふうに考えられていますか。

○村山委員長 この事業だけではなくてということですか。

○岡山委員 この事業自体は、これからまた別の議論に入ってくるので。

○村山委員長 ほかも含めてということで。

○岡山委員 そうですね。今後の見通しに関してです。

○武藤 今後の見通しに関してなのですけれども、今、おっしゃいますとおり、今回の区間はたまたま本当に目に見えるような五十何世帯という話なのですけれども、本当にメトロマニラの洪水制御全部について、かなり日本で大きな支援をやっていこうとなったら、本当に何倍の話になる可能性があります。まずフィリピン側の状況としてあるのは、最高裁判決だったと思うのですけれども、危険なところに住んでいらっしゃる方は、それこそ先ほど出た洪水も頻発もしますので、特に気候変動がこれから顕著になってくる中で、河川などの危険地域にいる人は、あまねくほかの安全なところに移るよという最高裁判決が出ています。そういう中で、私たちフィリピン側と何ができるのかというのを考えていくという、本当に難しいと思うのですけれども、そういう時期に次はなってまいります。

○岡山委員 国の方針として、少なくとも司法上はそういう危険な地域に住んでいる人たちが移動する権利があるということが示されている以上、その移転に関する費用等々については、今例えばさっきのところではパッシング市が大分進めているという話もあった

のですが、国として補償を行うということ、国が移転を進めるということを保証しているということ。

○武藤 一応、仕組みとしては、基本は地方自治体が自分の住民への、自分の住民の命を守るという業務の中でやることだと位置づけられています。ただ、それに関して特別な交付金が中央政府から出るとか、そういう仕組みにはまだ全然なっていない。ですから、実行可能性はまだこれからだと意識しております。

○岡山委員 担当するのは地方自治体だということですか。

○北川 少々細かい点をつけ加えさせていただきますと、法令上、ちゃんと移転をさせるという責任を持っているのはLGUです。ただ、例えば住居の建設ですとか、やはりそういうお金がかかるところは、先ほど道路のほうでもありましたけれども、ナショナル・ハウジング・オーソリティとかというところが、実施機関として出てきたりということもありますので、ガバメントのシェアもあるんだと理解しております。

○岡山委員 ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、ほかいかがでしょうか。大体よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、ほかの案件もありますので、このあたりで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員の皆さんもご承知のとおり、環境レビューの段階で助言を出したり、あるいは今日のような報告をいただくということは、これまでやってこなかったわけで、そういう意味では我々も試行錯誤の段階にあります。ですから、どういう議論をするかということも、お互い時間をとってやっていて、これからよりよい形を探っていきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、最後になります。その他を除くと最後ですが、ワーキングのご報告と助言文書の確定をしたいと思います。

先ほど一つ終えていますので、もう一つですね。

3の(1)ネパールの水力発電所のマスタープラン調査についてです。こちらについては、幸丸委員に主査をお願いしましたので、ご報告お願いいたします。

○幸丸委員 資料をご覧ください。ネパール国の全国貯水式水力発電所マスタープラン調査(開発計画調査型技術協力)スコーピング案に対する答申案となっており、この答申案というのが下のほうでは助言の確定となっているので、どうもその前のものと比べて助言なの

が答申なのかよくわからないですけれども、その辺はちょっとご容赦いただいて、まずこの当委員会、私が主査を仰せつかりましたワーキンググループは3月19日に開きまして、私、谷本委員、二宮委員、長谷川委員、満田委員、それから石田委員にはメールで審議に参加していただきました。

これについてでございますけれども、答申といいますか、助言案といいますか、それについては、1枚裏をめくっていただくと、実はちょっと変則的な形になっているかと思いますが、まずその全体事項の前に「はじめに」ということで、私が一つ全体的なことを取りまとめさせていただきました。

というのは、ご承知の方も多いと思いますけれども、ネパールという国、最貧国で、包蔵水力は非常に多量だと思いますけれども、渇水期がある、乾期があるということで、首都の都市のネパール、あるいは大きな、ど忘れしましたけれども、そういう幾つかの都市はとにかく水不足、それから電力不足ということで、停電も非常に多いという状況でございます。そういうことで、このプロジェクトの、ただ、とは言いながら、出てきたものは全国に65の貯水式ダムですね。流れ込み式の発電所ではなく、小規模の発電所ではなく、そういった貯水、まずはダムをつくって発電すると、そういうものが出てきておりまして、それをセレクトすると。こういうことが、それがマスタープランの中身ということでございました。

ただ、それはこういったネパールという国では非常に大きな影響、それだけにとどまらない、目的の課題の解消だけではなくて、非常に大きな社会的影響があるだろうというふうに、直感的に思うわけですが、それについて委員の皆さん方も大変問題意識を持っていたということで、百幾つのご意見がありましたけれども、それを30弱にまとめさせていただいたということでございます。

その中で、まず私が「はじめに」という形で書かせていただいたのは、このマスタープランというのは、一応、多様な再生可能エネルギーの活用を含む電源開発シナリオを設定して、環境社会も含めてさまざまな視点から貯水池式発電、水力開発の優位性や妥当性を評価するということになっておりますけれども、そのプロセスというのはネパール電力庁から提出されているロングリストという、65の非常に全国に散らばったダムのポイント、それから絞り込んでいくと、こういう作業になります。それは、電力がないところもたくさんある、そういう集落もたくさんある。それから道路、車が通れないところもたくさんあると。そういう中でダム開発をするということは、恐らく非常に大きな社会的影響

があるだろうと。それがいい悪いというのは別として、非常に大きな影響があるんだけれども、このことだけをやってしまうと、その水力発電、ダム式の発電所を幾つかつくることが既成事実化して、そのことでいろんな社会的な影響ということを引き出すのではないか。そういう懸念からのいろんな形での検討、特にこの環境社会配慮というようなこともこの時点で検討すべきであるというようなことで、ワーキンググループの皆さんの方のご意見が出てきたということで、「はじめに」という形で書かせていただきました。

かいつまんで全体、項目ごとに申し上げますけれども、そういうことからいくと、社会自然環境に十分な配慮を行うということをやっぴり前提とすべきであるとか、あるいは貯水式水力発電だけでなく、いろんな小規模な流れ込み式発電とか、こういったものも十分に比較検討する必要がある。あるいは、都市と小規模な集落、農村部とか、そういうところでは全然やっぴりアプローチが違うだろうから、そういうことについても検討すべきではないか。それから、4番目にはこういった既にあるエネルギー開発計画、水力発電10年計画といったものが、もうそれを既定の事実として、その枠内でということではないように、そういうようなことも配慮すべきだろうと、こういうような助言が出ております。さらに、基本的に電力開発庁、ネパール電力庁、こういうところだと、そういった、この調査というのはマスタープランづくりということなんですけれども、当然その後に出てくる事業というものもあるとすれば、その大きな開発援助の窓口である、そのところが非常に大きな発言力を持つということもあるかと思います。そういうことではなくて、もっと総合的な国づくりといいますか、この案件のいろんな検討を森林土壌保全省とか、森林局とか、関係の省ですね、そういったところと十分な協議をすると、こういうことが必要であろうという助言があります。

さらに代替案ということなんですけれども、ステークホルダー協議が何回か予定されておりますけれども、これについても幅広いステークホルダーというものの参加を検討する必要があるということといったようなことがありますし、それから実は非常にデータが乏しい。65の地点も、実は位置すら十分確定できない。情報としては2万5,000分の1の地図でこのあたりというレベルのことでしかないということなんですけれども、そういうような状況でも、やはり、特にダムができて水が減るというようなことになると、自然環境といったものとか、それについては非常に大きな影響が出るということで、そういった減水区間長についてのデータも極力入手するようにと。

さらに山国なので、移転といってもそうそう容易なことではない。足切りの中には、

5,000人を超える住民が移転する場合は、それは問題外ということですが、5,000人が移転するような規模のものというのは非現実的なんですけれども、そんなようなものが盛り込まれたのは65地点、ロングリストというものであるということです。こういった移転世帯数についても十分な配慮。漁業についても。それから、中山間地域ということで、木材利用や森林副産物の利用など、こういったことに依存している人たち、そういう林業にも十分な配慮を払うといったこと。

それから、ここに今、出てきましたけれども、5,000世帯、住民移転の閾値、5,000世帯を超えるものはだめと、除外すると。最初の除外なんですけれども、これはネパールのようなところでは、まさに途方もないような数字なので、こういった閾値については、とにかくそれが十分な検討を加える必要があるだろうということでございます。さらに、これは念押しということですが、ガイドラインに加えるプロジェクトは原則として政府が法令等により、自然や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないということは、きちんと念押しのきつておくことということがあります。

それから、4ページ目にスコーピング案ということで幾つか助言がございすけれども、この中で議論がされましたけれども、SEA、戦略的環境アセスメントということについて、スコーピングを検討するというのは余りこれまでになかった、ちょっと私は存じ上げていないんですけれども、なかったのではないかと。そういう点ではそれにふさわしい、スコーピング表というものをつくるべきではないかというご意見。

それから、ここが15番目にございすけれども、この第1段階、第2段階と、こういう絞り込みがあるわけですが、その絞り込みの過程でスコーピング案が変わった場合には、それを助言委員会に再提示して、もう1回ワーキンググループを開くべきではないかというようなご意見もございました。ただ、これについてはメール審議でも可能では、それから今の案では、第1段階、第2段階の評価項目等が出されておりますし、大幅に変わる可能性は余りないのではないかと。それから、時間的にも押しているというところもあって、メール審議で済ませられればというのが事務局の強い要望でもあったんですけれども、このことをメールで強く主張されておりました石田委員ですね、いらっしゃらなかったものですから、この点については特にまだ今まで例のない、2回もワーキンググループを開くということについては、この委員会では決めかねるところで、全体会議に諮ろうかというふうになることになりました。

ただ、といっても、ここでもってどうすべきだという話をまたほかの委員の方々にご検討していただくというのは難しいかと思しますので、もしスコーピング案がかなり変わってくるといったようなことで、メール審議では足りずに、どうしてもそういう必要性が出てきた場合には、事務局と図って、開催させていただく場合もあるかなと。そういうことがお認めいただければというところかなと、私自身は思っております。

○村山委員長 幸丸委員、少しスピードアップをお願いします。

○幸丸委員 それから、基本的にはいろいろな少数民族とか社会環境配慮について、とにかく十分な考慮を図るということが、いずれについてもそういう状況でございます。

それから、あと自然環境については、特に低地の国立公園といったところでは上流部のダムの影響が非常に大きいということで、そういうことについても配慮する。

それから、希少野生動物、あるいはそうでなくても漁業についても十分配慮するような、そういうようなことも指摘されております。

大体、社会配慮とそれからステークホルダー協議についても、とにかくいろいろな観点からの意見を十分に聴取すると。こういうようなことでこの助言が成り立っているということでございます。

すみません、長くなりました。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

確認ですが、これは2004年4月が適用ガイドラインということですね。なので、答申。

○幸丸委員 そういいますか。すみません。

○村山委員長 では何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 確認をさせていただきたいんですが、13番のこのガイドライン、自然保護などの指定地域外云々ということ、これは代替案の検討のところに入っておりますが、22番自然環境のところでは国立公園への影響というのがありますが、この事業そのものは保護地域の中に入っているのかいないのかという点と、この「言及すること」というのが、代替案の検討のところに入っておりますが、これは代替案を検討するときにこういうことに気をつけなさいという意味なのかどうなのか。もし何でしたら、むしろ全体事項のほうに入るべきではないかと思いますが、その辺について、お伺いしたいと思います。

○幸丸委員 念押し的なといいますか、そういう感じのところで、特に保護地域とそれから候補地、本当に入ってくるのかどうかよくわからないというところがあるかなので、

そういう意味では全体事項というところに入れることも妥当かもしれませんが、満田委員、いかがでしょうか、その点。

○満田委員 これは、除外するべきものの中に、国立公園的なものは除外するというような文言があることはあるんです。ただ、その後の報告書の本文を読んでいくと、何かさまざまなレベルの保護地域の中にも、プロジェクトサイトがかかるんじゃないかというような、思わせるような記述というか分析もあったので、念のため、幸丸委員がおっしゃったように、こういう文言を書いて注意を喚起するという意味合いで書かせていただいています。代替案の検討のところでも結構ですし、全体事項でも結構だとは思いますが。

今現在、候補地が保護地域にかかっているという意味ではないんですが、これからの検討の過程でこういうことも意識してくださいという意味合いです。

○村山委員長 場所はここでいいですか。多分、高橋委員のお話では場所をどこにするかということですが。

○満田委員 そうですね。場所は代替案の検討ではなくて、全体事項に入れるにはちょっと、全体事項かなという気もするので、自然環境についてかなという気がしましたので。すみません。

○村山委員長 第3の自然環境のほうに移しますか。

○満田委員 いや、どうなんでしょうか。全体事項というのはすごく重要なものが並んでいるような気がするんですが。重要は重要なんです、分類別に言えば自然環境のところかなという気もしましたが、主査が。

○幸丸委員 はい、自然環境のところの一番前におさめさせていただきたいと思います。

○村山委員長 ではそういう形で。場所を変えるということですね。田中副委員長。

○田中副委員長 僕も拝見して、大変な重要な問題で、ちょっと言い方は悪いですけども、いろんな論点が出そうなんです。プロジェクトに対して丁寧に審査されていることはよくわかりました。

それで言うと、文言がちょっとわからないので教えていただきたいんですが、まず「はじめに」という文章の位置づけですけども、これは幸丸主査が文章としてつけられたということですが、この中に「ワーキンググループにおいては」ということなんです、実際には答申というのは我が委員会です出すのでしょうか。どういうことになるのでしょうか。ちょっとその位置づけです。ワーキンググループとしての発案なんです、恐らくそれを承認すると、多分、これは助言委員会としての発案になるのかなと思ったものですか

ら、その点が一つです。

それから、2つ目は、同じ文の中に、「ネパール国の他の政策オプション及び計画オプションに必要以上の影響を与えることを回避する」。この政策オプションとか計画オプションというのは何を指しているのか、ちょっと意味がとれないものですから、後で補足をしていただければと思いました。

それから3つ目は先ほどの、議論がありましたけれども除外項目のところ、これ、原案でいくと12番ですか。「閾値」という表現がありますが、これは趣旨からいくと、どうもその基準以下のもの、以上のものを除外する。例えば5,000世帯以上のものは、例えば4,999世帯であれば……ごめんなさい、これは逆ですか。5,000以上のプロジェクト、移転戸数が5,000以上のプロジェクトについては例えば除外するとか、そういうことなんでしょうね。

○幸丸委員　そういう意味です。

○田中副委員長　ですから、何か意図としては、除外リスト作成に当たっての基準というか、最低基準というか、何かそんなものをつくっているという意味ですね。わかりました。この表現が別の文脈でも使われる、例えば放射能物質については閾値がないとか、そういうふうに言うものですから、果たしてどんなものかなと思ったんですけれども。

それと、4点目は最後ですが、さっと読ませていただいたときに、例えば4番のような項目なんかを考えると、このとおり受けとめるとすると、ある意味、かなり調査事業を大胆に、あるいは大幅に丁寧に組みかえるというか、差しかえるというか、つまり検討ラインをもう少し広げて、スコープを広げてくださいというような趣旨に読み取れたんですね。これはもちろん、「はじめに」からもそういうような趣旨のことで述べられています。

そうすると、レポートのある意味大幅な差しかえ、加筆のみならず相当程度の修正が出るように思うんですが、そういったときに先ほど主査がおっしゃられた、再検討するかどうかな。これ何か重要な論点のように思うんですね。

ですからその点は、そこまで意図されてここで提案されたのかということで、その点の見解だけ確認させてください。

以上です。長々と申しわけありません。

○幸丸委員　非常に大きな影響を及ぼすということは、多分、直感的にもわかるということなんでしょうけれども、ですから、それだからといって、大幅な差しかえとかそういうことはなかなか難しかろうと。であるならば、なるべく、それこそ政策オプションと申しまし

たけれども、これによって観光業が全然変わってきてしまうとか、かつもうちょっと別の産業をどうしようかという話のときに、何か道路網が結果として整備されたりすることによって非常に意図しない影響が出てくると。この場合は要するに乾期の電力不足を補うというだけの目的なものですから、ダムをつくり、道路をつくり、送電線網をつくりという中で、その影響が出ないようにということで、なるべく環境社会配慮という面から限定したというような感じでございます。

○田中副委員長 例えば、全体的事項の、1、2、3、4あたりをきちんと受けとめるとすると、例えば水力以外の発電方法についても検討を行うとか、あるいは、要するに需要の大きい都市部と例えば農村部との電力需要供給のあり方に見直しをしたらどうかというような、かなり大がかりな再検討を要請しているように読めるんですね。そうすると、かなり、私、原案レポートがどんなものかわかりませんが、それを相当程度検討の柱というのをもう1回組みかえて再検討するのかなというふうにもちょっと読めるものですから、そこまでのことを要求されているのかどうなんでしょうかということです。

○幸丸委員 この案件で言うと、本来そうあるべきかなというのは、個人的にはあります。けれども、そこまでやってしまうと、ちょっとJICAの現地事務所の方が言っていましたけれども、ここまでいろいろ苦労して相手方の理解を取りつけてきた中で、それは難しいのではないかなということなので、できるだけ社会環境配慮を盛り込みつつ、かつその影響を限定するような方向かなというふうに私は思っておりますけれども。

○石田委員 それと、4番、私が起案したもの、3分の1ぐらい入っているんですが、私、すみません、実はワーキンググループ出ていなくて、文章とメール審議とあと議事録を読ませていただいただけなんですけど、それでもこのネパールの案件に関しては、いただいた事前資料の最初のところに、この貯水式に至るまでの前段のマスタープランのマスタープラン、総合計画がやっぱりあるんですね、1つ2つぐらい。それが全く引用されることなく、いきなり貯水式ありきで始まっているんです。だから、私も含めて委員の方々、多分そこに真っ先にちょっと疑義を抱いたというか。ですから、貯水式を検討するんだったら、どうして貯水式にたどり着いたかという経緯をちゃんと書いてほしいと、私は個人的に思っています。

それと、何人か、私は本当に短い経験ですけども、主査の方は長くおられたり、長谷川先生も長くおられたりですとか、満田委員もご存じとかいうように、ネパール経験が多い方が多かったんですね。そういう意味ではやっぱりネパールの集落の規模だとか、社会

制度の難しさというのを知っていますので、そんないきなりでかいものをどかんどかんとつくって大丈夫かという認識はあったし、僕はそれがあったんですね。そういう意味で、要求されているのはポカラだとかカトマンズのその都市部のことであり、産業主体のものであるのであれば、それはそれで貯水式でやることもあり得るだろうけれども、それ以外の集落については流れ込み式でカバーできるんじゃないかという、経験に基づいた想像があるものですから、そこら辺の仕分けをきちんとしてほしいというのが、私個人はそういうふうに感じています。

ですが、だから大幅な計画の組み直しになるかどうかは、多分ならないような気がするんですよ。今までJICAを通じてやられていた計画、それから世銀のほかのやられていた計画をきちんと整理整頓すれば、しかるべきところに貯水式の位置が落ち着いて。かつ、でも、やっぱりそれはもう1回見せていただきたいなという気はしています。その辺でもう一度何か意見を言える機会があればいいなという気はしております。

○村山委員長 関連する内容ですか。

○満田委員 JICAのこの調査の報告書の冒頭に、ちゃんと貯水式と流れ込み式の比較優位とか、書いてあるんです。調査項目として幾つか上がっているんですね。貯水式のダムの検討の前にやるべきことが、項目だけは書いてあるんですが、その後の報告書の本文を読むと、そこについてどういうことをやるのかが書かれていなかったんです。

ということでシンプルに、それをこの貯水式と流れ込み式の比較とか他の電源との比較を調査の中でやるのであれば、その手法についてきちんと書いてほしいという。そして、その手法に基づいてきちんとやってほしいという趣旨のコメントを、私は出したつもりです。

かつ、この4.の前半についてなんです、これについてはネパール政府がかなり過大な水力発電ダムによる、貯水式ダムによる発電の数値を挙げてきていまして、これはそのJICAの方々も、幾ら何でもこれは非現実的だということはおっしゃっていたのです。それはコンサルタントの方もおっしゃっていて、私は少なくともそう思って。

ですから、ネパール政府が掲げている過大な掛け声的な目標を所与にすると非常に非現実的で、乱開発を生むようなマスタープランになりかねないということで、これは所与にしないと明記してほしいということはここですべて言っています。

その先なんです、私も個人的には、ちょっとこのいきなり貯水式水力発電のマスタープランと限定したマスタープランをかけることについては非常に大きな疑問を持ちまして、

危険なことだとも思っているんです。あとは、幸丸主査に右に同じという感じです。

○村山委員長 よろしいですか。岡山委員。

○岡山委員 ほとんどは田中先生と同じことだったんですけれども、すごくよくわかりました。

まず最初が貯水式水力発電所マスタープランという名前だったので、これが別に貯水式でなければまだわかるんですよね。その中で、すみません、5つほどの疑問で、上位法があるんじゃないかなと。下のほうの4番のところにも、ネパール政府のエネルギー開発計画というのがあるので、ということは電源全体の、この上のマスタープランがあるんだろうと想像していました。そうしたらさっき2つぐらいあるとおっしゃったので、例えば、じゃ、ここの助言の中には、この最初の目的のところにこれこれという文言を加えるというのもあるんですが、プラス上位計画とマスタープラン、電源の全体のマスタープランの内容及び、その中からなぜこれが引っ張り出されてきたのかということが明確に示されることが必要なというのが1点。

それから、多分、なぜダム式なのかというのが最初からの違和感だったと思うんですけれども、2番のところで貯水式と流れ込み式の優位かが検討も一応されてあったということですか。

○満田委員 すると書いてある。ただ、その調査手段が示されていなかったんです。

○岡山委員 なるほど。了解です。そうですね。これもだから、例えばこの前のところで本来はされてあるべきだと思うんですよね。だから、するということは、していないのかもしれないんですけれども、それを明らかにすることというふうにするというのと、もう一つは、同じ水力発電でもダム式と流れ込み式、機能とあれが違うので、おっしゃるように少し整理をして、それが得意なところ、要は大規模集中のほうがいいところと、それから小規模分散のほうがいいところ等々までを組み合わせたところでの、本来マスタープランであろうと思います。

あと、追加でもう一つなんですが、水力以外の発電方法なんですが、これはどんなものを想定しているんですか。

○幸丸委員 現実にはバイオマスであるとかですね。あと、非常に高地のほうだとペトロでやるしかないとかありますよね。場合によっては風力という、商業風力というのがあるかもしれませんが、ただそういうものがほとんど出てきていない。基本的には8割以上が流れ込み式と、それに対して不安定であるので貯水式という、その2つという感じ

かなというふうには思っています。ほかのことがほとんど、上位にあるとすればいいですが、そこが見えてこなかったというところです。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 用語ですが、11.「森林副産物」というのは余り聞かないんですけれども、これ非木材林産物のことでいいんですか。

○幸丸委員 森林副産物というと、例えば日本で言えばきのこであるとか。

○松本委員 それは俗にはNon Timber Forest Products、つまり非木材林産物と書いたほうがいいんじゃないですか。副産物ということは主産物が木材であるかのように言っているわけですね。木材を切るときについでに何か出てくるかのように思ってしまうんですが、そういう意味ではないんですね、ここは。

○満田委員 非木材林産物です。

○村山委員長 じゃ、それはそういうふうに変えますか。資料にこういうふうに書いてあったということですか。

○幸丸委員 いえ、資料には書いていないと思います。

○満田委員 資料ではないです。

○幸丸委員 それからあと、私が書いた「はじめに」というところですけども、この助言委員会としてどうするのかということですが、これは基本的にこういう共通の懸念みたいなことがあったということ、この助言委員会でも示したかったということもあるので、今のような、上位計画をきちんと踏まえてとか、そういったような形に全体事項の中で書くのであれば、一応意図は果たせたと思いますので、特にこういうような変則的な形は削除していただいて結構だと思います。

○村山委員長 ただ、せっかく文章をつくっていただいたので、「ワーキンググループにおいて」という文言を外すということをご了解いただければ、私は残してもいいかなと思いますけれども。

○幸丸委員 そこは配慮したいと思います。

○岡山委員 残したほうがいいと思います。

○村山委員長 では、作本委員。

○作本委員 余り形式的な質問で恐縮なんですけれども、答申案ですね。もちろん、2004年の旧ガイドラインを適用したからだということはわかるんですけども、これを受け取る委員長はやはり助言委員会の委員長ですね。それで、さらに1ページの一番下

には、メール審議により助言を確定したということで、助言という用語を使っておりますので、このあたりは。

○村山委員長 それは答申に直すということですね。

○作本委員 答申に。答申という用語は、例えばここは助言委員会ですね。ここで委員長としては答申という形で、ちょっと形式的すぎていて申しわけないですけども、答申の形式で受け取っているのですか。

○村山委員長 受け取るのは私ではないです。これはJICAのほうを受け取るということで、我々は諮問を受けて、それを助言委員会が代行して審議をして、その結果をJICAに答申するという形式ですね。ですから、決して受け取るのは私ではないです。

○作本委員 そこはよろしいわけですね。

○村山委員長 今回2つ言葉が出てきてしまったので、混乱するんですけども、あくまで答申で統一します。

ほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。

○田中副委員長 すみません、よく経緯がわかりました。そうすると、文字どおり読むと私はちょっと大ごとになるのかなと思いましたが、むしろ主眼としては、つまりここに至る検討プロセスをきちんと明記をする。整理をしてくださいということに、こちらのほうの要求があって、その上で一定程度、しかし貯水式、ダム式だけではなくて、さまざまな、流れ込みも含めて多様なオプションを、それぞれ形態といいますか、地域の実情に応じて選択するんだと。そこを要請しているのだということ、よくわかりました。

先ほど言いました政策オプションというのは、例えば政策の、さっきまで実は代替案のようなことを考えたものですから、何のことをおっしゃっているのかなと思って、何か他の、例えば観光とか、同じであれば、多分環境とか道路とか、何か違う政策領域に影響を与えとか、そういうことなんですね。

○幸丸委員 はい。

○田中副委員長 わかりました。

それから先ほどの閾値の話を、この閾値がいいのかどうか、あるいはこういう表現が先ほどの、今、このレポートにもともと使われたので、それを引用しているのかどうかですね。もし、ここで何か助言委員会あるいはワーキンググループとして提言するなら、もうちょっと平たい言葉がいいのかなと思います。

○村山委員長 この案件についてはマスタープランで、しかもスコーピングの段階なので、

私自身はある程度大ごとの内容が含まれていてもいいのかなというふうには思っています。以前もウガンダのダム案件で、スコーピング段階ではそれなりの助言を出したのを記憶していますので、ほかのFSでしかもドラフトファイナルみたいなものとは大分違う、かなり初期の段階だと理解はしています。

では、ほか、いかがでしょうか。

それでは、幾つかコメントいただきましたので、ワーキンググループで、少しメール審議で議論していただいて、答申を確定していただけますでしょうか。よろしくお願いします。

では、この案件についてはこれで終わらせていただきます。

今日はその他ということで幾つかありますね。ご報告をお願いします。

○河野 事務局のほうから2つご報告させていただきたいと思っています。

1点目がお手元の紙の一番最後にある、表題で「環境社会配慮助言委員会委員の募集について」という紙でございます。ご承知のとおり、委員会の委嘱期間は2年間ということで、今年の7月8日で今の委員の方々の任期が切れるということでございます。それで、今回、こういった形で再募集をさせていただきたいということです。

具体的には4月23日にこの募集の紙をウェブで掲載しまして、5月中旬にまず書類選考、6月上中旬に必要であれば面接選考を行うということで考えております。もちろん再選も構わないということです。現委員の方々もできましたら応募いただければと思っております。

それで、委員の人数ですけれども、現行24名ということで、今回の募集でやはり24名前後を委員として考えております。このお配りした募集要項は2年前に募集しましたものと基本的には同じ内容になっております。ということで、よろしくお願いいたしますと思います。

○河添 あともう一つ、別の話題ですけれども、今度5月末に国際影響評価学会総会が開催される予定で、この学会にJICAも参加してこようと思います。その際、ご参加いただくことを考えているのは、異議申立審査役の原科先生、あと助言委員会の委員長の村山先生を予定しています。その会合の中でJICAからの情報発信として、助言委員会の運営について報告をしてこようと考えております。世界に対して情報発信すること、また、環境社会配慮の世界的な動向についてもアップデートを図る目的で参加する予定ですので、あ

らかじめお知らせする次第でございます。失礼します。

○石田委員 IAIAですか。

○河添 IAIAです。

○村山委員長 よろしいでしょうか。私自身はほかのことでも報告をするんですが、後日またフィードバックをしたいと思っています。

それから、委員の募集についてはぜひ積極的な応募をお願いしたいと思います。

○升本 我々としまして、ようやくうまく回り出したところなので、本当でしたらこのままでも良いくらいには思っているのですが、2年という任期が明確に定められておりますので、恐縮でございますが、一度解散させていただき、委員の皆様方におかれましては、ぜひとももう一度、ちょっとお手数でございますけれども、応募いただければと思います。途中で入っていただいた委員の方々も基本的には7月までの任期というふうに定めておりますので、本当に短期間でもう一度同じ手続をやっていただくのは恐縮ではございますが、ぜひとも応募いただければというふうに思います。

○村山委員長 以上ですね。

それではよろしいでしょうか。ほかに何か委員の方からございますでしょうか。

なければ、いったんこれで委員会のほうは終了させていただきます。ありがとうございました。

午後6時54分閉会